

総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

1 日時

平成24年7月5日（木曜日）

午前10時00分開会、午後2時14分散会

（うち休憩 午前10時12分～午前10時17分、午前11時36分～午前11時36分、
午後0時00分～午後1時00分）

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

五日市王委員長、城内愛彦副委員長、伊藤勢至委員、田村誠委員、高橋元委員、
佐々木努委員、佐々木大和委員、工藤勝子委員、及川あつし委員、久保孝喜委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

村上担当書記、今担当書記、石田併任書記、清水併任書記、坂本併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 秘書広報室

稲葉秘書広報室長、杉村首席調査監、八重樫調査監、小友秘書課総括課長、
高橋広聴広報課総括課長

(2) 総務部

加藤総務部長、根子総務部副部長兼総務室長、小山総合防災室長、
田中総務室入札課長、渡辺総務室放射線影響対策課長、
堀江人事課総括課長、八重樫予算調製課総括課長、大槻法務学事課総括課長、
鈴木法務学事課私学・情報公開課長、菅野法務学事課行政情報化推進課長、
永田税務課総括課長、新屋管財課総括課長、
宮元総合防災室防災危機管理監、小畑総合防災室防災消防課長、
佐藤総務事務センター所長

(3) 政策地域部

中村政策地域部長、木村政策地域部副部長兼政策推進室長、
佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長、大平政策推進室首席 I L C 推進監、
西村国体室長兼国体課長、保政策推進室政策監兼 I L C 推進監、
五月女政策推進室評価課長、平野政策推進室調整監、高橋政策推進室分権推進課長、

紺野市町村課総括課長、浅田調査統計課総括課長、
畠山NPO・文化国際課総括課長、伊藤地域振興室県北沿岸・定住交流課長、
野中地域振興室交通課長、菅原国体室施設課長

(4) 復興局

高前田理事兼復興局副局長、蓮見復興局復興担当技監、
宮総務課総括課長、森企画課総括課長、
渡邊まちづくり再生課まちづくり再生課長、伊藤産業再生課総括課長、
鈴木生活再建課総括課長

(5) 警察本部

高橋警務部長、佐藤交通部長、西野警務部参事官兼警務課長、
古沢警務部参事官兼会計課長、青柳生活安全部参事官兼生活安全企画課長

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 請願陳情の審査

- ア 受理番号第3号 東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願
- イ 受理番号第36号 岩手県民の命と暮らしを守るための請願
- ウ 受理番号第38号 放射能汚染対策を求める請願

(2) 議案の審査

- ア 議案第1号 平成23年度岩手県一般会計補正予算（第12号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- イ 議案第2号 平成24年度岩手県一般会計補正予算（第2号）
 - 第1条第1項
 - 第1条第2項第1表中
 - 歳入 各款
 - 歳出 第2款 総務費
 - 第3款 民生費
 - 第5項 災害救助費
 - 第11款 災害復旧費
 - 第1項 庁舎等施設災害復旧費
- 第3条
- ウ 議案第4号 岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- エ 議案第5号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する

る条例の一部を改正する条例

- オ 議案第6号 岩手県県税条例の一部を改正する条例
- カ 議案第7号 復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例
- キ 議案第8号 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例を廃止する条例
- ク 議案第14号 防災行政情報通信ネットワーク復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第18号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて
- コ 議案第19号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて
- サ 議案第20号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて
- シ 議案第21号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて
- ス 議案第22号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて

(3) 請願陳情の審査

- ア 受理番号第27号 久慈市川貫地内国道281号と市道川貫寺里線との丁字路への信号機の速やかな設置を求める請願
- イ 受理番号第42号 消費税増税に反対する請願
- ウ 受理番号第43号 消費税増税関連法案の廃案を求める請願
- エ 受理番号第44号 米軍輸送機オスプレイの配備撤回・訓練計画中止を求める請願

(4) その他

- ア 次回及び次々回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○五日市王委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、先般の人事異動により、新たに就任された方々を御紹介いたします。初めに、稲葉秘書広報室長から秘書広報室の新任の方を御紹介願います。

○稲葉秘書広報室長 八重樫浩文調査監でございます。よろしくお願ひいたします。

○五日市王委員長 次に、高橋警務部長から警察本部の新任の方を御紹介願います。

○高橋警務部長 5月18日付人事異動で就任いたしました成田友捜査第二課長でございます。

○成田捜査第二課長 成田でございます。よろしくお願いいたします。

○五日市王委員長 以上で人事紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。議案等の審査に先立ち、総務部から、昨日発生した県防災航空隊の訓練中の水難事故について、発言を求められておりますので、これを許します。

○加藤総務部長 委員会の冒頭をおかりいたしまして、昨日7月4日に発生いたしました県防災航空隊の訓練中の水難事故につきまして御報告申し上げます。

現在までに確認できた事故の状況でございますが、昨日10時28分、県の防災航空隊が花巻市石鳥谷町の葛丸ダムで、水難救助訓練中に防災ヘリコプターに救助される役を担います隊員1名が、防災ヘリコプターから水面に降下し、1回目の訓練を終えまして、その後、ダムに浮かびながら2回目の訓練に入る救助までの間、待機していた際に、防災ヘリコプターから姿が確認できなくなり、行方不明に至ったというものでございます。

昨日、花巻市、北上地区、釜石大槌地区、大船渡地区の各消防本部、並びに県警察本部、県防災航空隊による捜索を実施し、引き続き本日も早朝から捜索を実施しておりますが、残念ながらいまだ発見に至っておりません。安全を第一に活動をすべき防災航空隊におきまして、このような事故を起こしましたことにつきましては、あってはならないことでありまして、深くおわび申し上げます。

今後につきましては、まずは隊員の捜索に全力を尽くしますとともに、事故の原因を明らかにし、二度とこのような事故が起こることのないよう安全管理の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。申しわけございませんでした。

○五日市王委員長 次に、議案等の審査を行います。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、議案13件、請願陳情7件について審査を行います。

なお、本日の日程であります。受理番号第3号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願及び受理番号第38号放射能汚染対策を求める請願につきましては、当総務委員会のほか、環境福祉委員会に、それぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、環境福祉委員会との協議が必要になる可能性があるため、環境福祉委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

また、受理番号第36号岩手県民の命と暮らしを守るための請願については、ただいま申し上げた2件の請願と関連がありますので、あわせて審査を行うこととしたいと考えますので、御了承願います。

それでは、受理番号第3号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発

電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願、受理番号第36号岩手県民の命と暮らしを守るための請願及び受理番号第38号放射能汚染対策を求める請願、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

なお、当委員会付託部分は、受理番号第3号については、請願項目のうち1の(1)及び2、受理番号第36号については、請願項目のうち2及び3、受理番号第38号については、請願項目のうち1、2及び4の(3)でありますので、御了承願います。

当局の参考説明を求めます。

○**小山総合防災室長** 請願受理番号第36号岩手県民の命と暮らしを守るための請願につきまして御説明させていただきます。

安全協定の締結についてでございますが、原子力発電所立地県以外で原子力事業者と安全協定を締結しておりますのは、平成24年3月16日開催の総務委員会時点では鳥取県だけでしたが、その後、平成24年4月2日付で福岡県、それから平成24年6月9日付で長崎県が、それぞれ九州電力と玄海原子力発電所にかかわります安全協定を締結しております。以上で説明を終わらせていただきます。

○**五日市王委員長** これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**久保孝喜委員** 受理番号第3号については、原子力発電からの撤退・再稼働中止という表題の文言がございます。すでに再稼働の問題では、大飯原子力発電所の3号機が、きょうから発送電を開始するという報道もございまして、議会意思の表明としては、やや遅きに失しているというふうにも私は思っております。したがって、県民の請願権を保障する、あるいは議会意思を的確、適時に行うという趣旨からしても、この請願については、本日のこの委員会において採択すべきものと思います。

さらに、受理番号第36号の問題においては、これまでも議会でも議論になってきたところではありますが、既に福島第一原子力発電所の放射能の拡散という問題が、県民の暮らしあるいは健康に危惧を与えていることは、現実の問題として大きな県政課題にもなっているわけでありまして。したがって、安全協定の問題は、これは議会意思として、直ちに執行部に求めていくべきものだというふうにも思っております、これもまた採択をするべきだと思います。

第38号についても、これまでも議論されてきたところでありまして、願意妥当として採択をすべきと思いますので、意見を申し上げます。

○**五日市王委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

まず、受理番号第3号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五日市王委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第36号岩手県民の命と暮らしを守るための請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「継続」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五日市王委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第38号放射能汚染対策を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五日市王委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 再開いたします。

環境福祉委員会においては、継続審査と決定したとのことであります。

次に、議案の審査を行います。初めに、議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第12号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫予算調製課総括課長 議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第12号）

の専決処分に関し承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その1）の1ページをお開き願います。この専決処分につきましては、東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじ等の収益金の確定に伴い、市町村復興宝くじ交付金を交付するための予算を緊急に措置する必要がありましたことから、3月30日に専決処分を行い、歳入予算及び歳出予算の補正を行ったものでございます。

2ページをお開き願います。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18億6,925万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆5,324億8,005万円としたものでございます。第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及びこの区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、内容につきましては、予算に関する説明書により御説明いたしますので、平成23年度と書かれた予算に関する説明書の3ページをお開き願います。

まず、歳入についてであります。14款諸収入6項収益事業収入につきまして、本年3月に増刷発売した東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじなどの収益金の確定に伴い整理を行ったものでありまして、補正額は18億6,925万6,000円の増額でございます。

次に4ページをお開き願います。今回の歳出は、全て当委員会所管のものでありますが、まず2款総務費のうち1項総務管理費につきましては、財政調整基金への積立金を10億3,479万円増額すること。次の5ページ、4項地域振興費につきましては、市町村復興宝くじ交付金を8億3,446万6,000円増額するものでありまして、以上、歳出の補正総額は18億6,925万6,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案件は、原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費、第3款民生費第5項災害救助費及び第11款災害復旧費第1項庁舎等施設災害復旧費並びに第3条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫予算調製課総括課長 議案第2号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案（その2）の1ページをお開き願います。この補正は、平成24年度当初予算編成後に明らかになった国の震災関連予算への対応や、応急仮設住宅の環境改善、第71回国民体育大会に向けて市町村等が行う競技施設整備への補助など早急に措置が必要な経費を盛り込んだものでありまして、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ339億8,147万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆1,538億544万2,000円とするものでございます。

第2項についてでございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及びこの区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正のとおり、第3条地方債の補正につきましては、第3表地方債補正のとおりでありますので、順次御説明申し上げます。まず、7ページをお開き願います。第2表 債務負担行為補正につきましては、河川等災害復旧事業について追加を行うものでありますが、当委員会所管のものはございません。

次に、8ページをお開き願います。第3表地方債補正でありますが、中小企業振興資金特別会計操出金についての起債の限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。5款地方交付税についてであります。復旧復興事業の地方負担に充てる震災復興特別交付税などを増額するものであり、補正額は65億1,050万4,000円の増額でございます。

次に4ページをお開き願います。7款分担金及び負担金、2項負担金についてありますが、他県からの避難者に対する救助費に充てるための、その県からの負担金の増額でありまして、補正額は6,350万4,000円の増額でございます。

続きまして、5ページの9款国庫支出金についてであります。1項国庫負担金につきましては、災害救助費の増額に伴う1目民生費負担金の増及び学校施設災害復旧事業の実施に伴う6目災害復旧費負担金の増でありまして、補正額の合計は53億8,063万4,000円の増額でございます。

6ページをお開き願います。2項国庫補助金につきましては、漁業集落防災機能強化事業の財源振り替えなどに伴う4目農林水産業費補助金の減や、三陸高潮対策事業などの実施に伴う6目土木費補助金の増、東日本大震災復興交付金の受け入れに伴う11目総務費補助金の増などでありまして、補正額の合計は40億626万円の増額でございます。

続きまして、7ページの3項委託金につきましては、用地取得事務の受託による6目土

木費委託金の増、実践的な防災教育を推進する事業の受託などによる7目教育費委託金の増でありまして、補正額の合計は6,022万8,000円の増額でございます。以上、9款国庫支出金全体では94億4,712万2,000円の増額となっております。

次に、8ページをお開き願います。10款財産収入、1項財産運用収入につきましては、東日本大震災復興交付金基金の運用益の積み立てを増額しようとするものであり、補正額は739万5,000円の増額でございます。

続きまして、9ページの12款繰入金、2項基金繰入金につきましては、東日本大震災津波復興基金や、国の交付金を活用して造成した各種基金からの繰り入れを増額しようとするものであり、補正額は179億849万4,000円の増額でございます。

次に、10ページをお開き願います。14款諸収入、8項雑入につきましては、さけ、ます増殖施設の改築のための既存施設の解体に伴う補助金返還金などであり、補正額は245万7,000円の増額でございます。

続きまして、11ページ、15款県債についてであります。中小企業振興資金特別会計への繰出金の増に伴うものであり、補正額は4,200万円の増額となっております。

以上、御説明したとおり、今回の補正に係る歳入総額は339億8,147万6,000円の増額でございます。

次に、12ページをお開きいただきまして、当委員会所管の歳出について御説明申し上げます。まず、2款総務費のうち1項総務管理費についてであります。県と市町村との専用回線として、各市町村に衛星携帯電話を配備しようとするものでございまして、補正額は1,372万2,000円の増額でございます。続きまして13ページ、2項企画費についてであります。第71回国民体育大会に向けて、市町村の競技施設整備事業に対し補助を行うほか、東日本大震災復興交付金基金への積立金の増額を行うものでございまして、補正額の合計は56億3,270万6,000円の増額でございます。

14ページをお開き願います。4項地域振興費についてであります。被災地の復興や地域振興に従事する人材を受け入れ、定住を促進しようとする事業の経費を措置するものでございまして、補正額の合計は2,000万円の増額でございます。以上、2款総務費の補正額は56億6,642万8,000円の増額でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、17ページをお開き願います。3款民生費のうち、5項災害救助費についてであります。応急仮設住宅への追い炊き機能の追加や、大雨等による被害の復旧や、対策工事を実施するための経費などを補正しようとするものでございまして、補正額の合計は61億4,410万6,000円の増額でございます。

また、さらに飛んでいただきまして、38ページをお開き願います。11款災害復旧費のうち1項庁舎等施設災害復旧費についてであります。震災により被災した各地区合同庁舎の災害復旧工事を行おうとするものでございまして、補正額は3,265万4,000円の増額でございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 歳出の通信施設管理費についてお伺いしたいと思います。これは、東日本大震災の被災現地と連絡がなかなかつかなかったということを踏まえての、今後の対応策の一環であろうと思うわけですが、当時、衛星携帯電話の配備の台数が少なかったというふうに聞いておりますし、また大変な問題があったというふうに伺っておりますけれども、今回の補正をすることによって、どのような改善がなされるのかという点について詳細にお聞きをしたいと思います。1台当たり、かなりこれは高額なものだと聞いているのですが、その詳細をお聞かせください。

2点目は、たしか県立高田病院に1台あって、それが何とか機能したり、しなかったりしたとか、そういう事例もあったやに聞いておりましたけれども、今回の説明では、災害時の、県と市町村間の通信の途絶の回避と、県との専用回線となっているのですが、医療機関との通信については、今回の補正をすることによってどのような効果があるのか、その点についても御説明をお願いします。

○小山総合防災室長 ただいまの及川委員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の補正予算につきましては、県下33市町村を対象に衛星携帯電話を配備したいということで補正予算に入れさせていただいたものでございます。最初に、3.11の状況でございますけれども、既に御案内のとおりでございますが、各市町村の本部と、通信がなかなか確保できないという状況がございました。

その時点では、各市町村等も、これから議題にのぼりますところのV S A Tといいますか、衛星を使った防災行政情報通信ネットワークというものが既にあったのでございますが、停電もしくは庁舎の損壊等で、それが使えないという状況の中で、移動式という形で、衛星携帯電話を、13日に被災地に配備させていただいて、その通信の確保によって情報のやり取りが非常に有効になったという経験を踏まえまして、市町村に対し1台、県と専用の回線を確保したいということで配備したいと考えているものでございます。これによりまして、災害時において市町村との連絡、連携が十分にとれるものだというふうに期待しているものでございます。

続きまして、病院の関係でございますけれども、病院も、混乱させるようで申しわけありませんが、先ほど言いましたV S A Tという衛星を使って国の衛星通信機構に加入しているのですが、庁舎にそのアンテナを立てていたものもあったのですが、実は、県立高田病院等の例を見るまでもなく壊れた場合もあったと、また停電等につながらなかったという実態があります。これにつきましては、見直しをする際に、衛星携帯での配備のほうが有効ではないかという考えのもとに、行政機関というよりむしろ一般との通話ができたほうがいいのかという理念で、衛星携帯電話の配備を終わっております。ということで、病院としては、例えば病院間とか医師会、いろいろな場面で、一般への通信もこれで確保できるのではないかと考えておまして、今回は市町村を対象に、災害対策本部間の通信の確保を図りたいということで、ちょっとくどくなりましたけれども、補正予算計上させていただいたということでございます。

○及川あつし委員 わかりました。今回ののはあくまで専用回線であって、あとは一般の衛星携帯電話もしっかり配備して、二重に連絡体制がとれるようにするという措置だというふうに理解をいたしました。わかりました。ありがとうございました。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○高橋元委員 国体の競技施設の整備がいよいよ始まったなと思っていますが、各市町村における競技会場の、それぞれ施設の拡充整備というものが各市町村で計画されていると思いますが、その辺はどのような形で状況を把握し、そしてそれに基づく計画というものを、これからどのような形で進められるのか、今の時点で考えられていることをお示しいただきたいと思います。

それから2点目は、いわてへの定住・交流促進事業ということで2,000万円措置されております。この説明を見ますと、他県からの仕事で来られた方々に定住してもらうということなのですが、具体的にどのような形での定住支援をやるのか、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○菅原施設課長 国体の施設整備についてでございますけれども、国体の市町村の施設整備につきましては、現在第2次整備計画を策定いたしまして、先般に開催されました総会でお認めいただいたところでございます。まだ中央競技団体の正規視察を受けておらない競技がございまして、それから市町村の整備計画がまだ整わないというところもございしますので、まだ最終的な全体の額等は出せないところですが、順次、市町村と相談しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○伊藤県北沿岸・定住交流課長 定住・交流の事業でございますけれども、これは総務省の復興支援制度というのが平成23年度末に創設されたものでございまして、それを活用して県内外の人材を募集いたしまして、1年以上5年以内という制度になっておりますけれども、各県北沿岸地域のニーズに合わせる形で募集をして、実際にその場所に住んでいただいて、復興などの応援をしてもらおうというものでございます。現在、市町村、団体のほうに、こういった受け入れのニーズがあるかというのを集約しております。今現在、8市町村地域においては具体的な申し入れがございまして、まだ未調整の2市町村地域においては調整段階という形でございまして、10人を10月から、まずは受け入れたいと考えております。

○高橋元委員 ありがとうございます。国体の関係の整備計画なのですが、各市町村がまだ整わない状況だというお話でしたが、これはすぐには整備できない。それぞれ工期があるわけですから、県内は復興に関してもさまざまな力を入れていかなければならない。そういう意味では、早目に工事を展開しなければならないのかなと、そんな思いをしております。各市町村には、いつごろをめどに整備計画を上げると、こういう連絡をされているのか。それによって大枠が決まるとは思いますし、予算総額も決まるとは思いますので、その辺はどうなのですか。

○菅原施設課長 ただいま第2次計画のお話をさせていただきましたが、今年度内に第3

次計画をつくりたいということで、これから市町村に照会等をしていく予定にさせていただきます。

先ほど申しあげました中央競技団体の正規視察がまだな競技のほかに、現在中央競技団体に、施設基準の緩和——現在あるものでやらせてくれというような要望もしてございます。それでいいということになると、改修費がかからないということもございますので、その辺も調整しながら、市町村等と協議してまいりたいと考えてございます。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○工藤勝子委員 救助費についてお伺いいたします。この需用費の中で、追い炊きとか、物置小屋とか、排水対策というようなことで述べられております。本会議場でも質問があって答えられたわけですが、1戸当たり36万2,000円ぐらいかかるという予想で、今の給湯器と申しましょうか、それが廃棄処分されるというようなことも御説明になりました。仮設住宅というのは、ある程度——3年とか、もしかしたらそれ以上住まなければならなくなるかもしれませんけれども、例えばこれを設置した場合のこの追い炊きの部分も、結局は今回の給湯器のように廃棄処分になるものかどうか、それが新たに活用できることになるのかということをお聞きしたいと思っております。

これは設備費なので、国から来る予算で整備するものですので、例えば現金支給みたいなことは考えられないとは思いますが、このくらいの金額をかけて廃棄処分になるということでしたら、執行部の中で、例えば油代を助成するという話にならなかったのか。結局追い炊きをかけるのだったら、油をかけなければ、水を出して熱いお湯を足せば済むことも考えられるわけです。そうすると1戸当たりこれぐらいの金額をかけて、また将来それが廃棄処分になるみたいな形だったら、逆に油代を助成したほうがよかったのではないかと、私たちは考えるわけですが、そういう検討がされたのかどうか。

それから、仮設住宅で聞かれるのは、防災無線が聞こえない地域があるのです。それをどの程度調査されているのか、その辺のところをお聞きしてみたいと思います。この予算とは関係ないかもしれませんが、そういう声がありました。

それから、もう一つは、仮設住宅内の街灯が非常に暗いということ。今は日が長いからいいのですが、日が短くなってくると、子供たちが学校からの帰りとか、いろんな形の中で非常に暗いというようなことで、街灯の設置といった要望もありましたが、その辺のところはどう検討されているのかお伺いいたします。

○鈴木生活再建課総括課長 何点か御質問がございました。まず追い炊きに伴う給湯器の処分についてでございますけれども、私ども今回厚生労働省で追い炊き機能付きの給湯器を設置されるということを伺いまして、現在の給湯器の取り扱いにつきましては、委員仰せのとおり問題視しておりまして、その処分につきまして、まず内部でも検討しながら、あわせて厚生労働省、プレハブ協会等関係機関とも相談をさせていただいたところでございます。

最もよろしいのは、おっしゃるとおり本当は再利用できればよろしいのでございますけ

れども、さはさりながら、さまざま議論した中で、一度使用したものを取り外すということでございます。その上、メーカー保証期間の1年間を超えるというようなことございまして、十分な安全を確保することは困難ということでございます。そういうこともございまして、また廃棄処分とすると、廃棄処分の費用もかかるというようなことで、種々検討させていただいた結果といたしまして、本会議でも御答弁をさせていただきましたが、追い炊き機能の追加工事の施工業者を通じて破碎処理し、鉄くずとして売却するという結論に達したところでございます。

○**五日市王委員長** 課長、済みません、顔を上げてお話しをいただければと思います。

○**鈴木生活再建課総括課長** 2点目の、給湯器を交換するのではなく、油代を給付できればいいのではないかということについても、厚生労働省とも事務段階では話をさせていただきました。現行の災害救助法の制度というのが、自分で措置できない被災者の方に、公共機関が宿——応急仮設住宅を供与するというようなこと、設備を供与するというような形になっておりまして、現金給付ということについてはできないという制度でございます。そういうことで、今回厚生労働省から、追い炊き機能つきでの措置になったということを受けまして、このような形での予算計上をさせていただいたということでございます。

3点目の防災無線の関係につきましては、応急仮設住宅の被災者の方々と意見交換をする中で、さまざま、議員の皆様方もお困りになっていろいろ御対応いただいているかと思えますけれども、それぞれの防災担当部局で御検討いただいている状況だと認識しているところでございます。

4点目の応急仮設住宅団地内の街灯につきましては、私どもの災害救助費の中で措置をさせていただいております。逐次措置をさせていただいておりますが、お話の中心は、応急仮設住宅団地が郊外にあるということで、そこに至るまでの道路が暗いということのようございまして、それにつきましては、道路管理者で設置してくれということになるわけでございますけれども、さはさりながら、まちづくりがなかなか進まない状況の中で、街灯をつけていくというのはなかなか難しいというふうに伺っているところでございます。

○**小山総合防災室長** 先ほどの工藤委員からの、応急仮設住宅におけます防災行政無線が聞こえない事案についての把握でございますけれども、まず第1点の防災行政無線につきまして、復旧の形で、国庫補助を使って、市町村の要望どおり基本的についてございます。整備状況について、当方で調査をしたこともございます。その時点で聞こえない場所があるやに聞きましたが、具体的にどこという把握はしておりません。申しわけございません。

それで、そこをどうするのだという話につきましては、市町村が、例えば消防車両による伝達、通報とか、そういったことを使って、とにかく防災行政無線の、例えば避難とかいうものについては手抜かりないといえますか、聞こえないという状況を回避するようなことで対応したいということをお願いしております。

○**工藤勝子委員** 結局追い炊きの関係は多額のお金をかけてやるわけですね。制度が邪魔をしてなかなか現金支給というわけにはいかないという、油代として支援するわけには

いかないということになったのだらうと思いますけれども、今後日本全国どこでも、こういう大きな震災が起きるか起きないかわからないのですが、そういうときのことも含めて、制度改正を。ずっと住み続けない仮設住宅に、次から次へとこういう資金を投入するというのは、私たちからすれば、最初からつけてもらえれば何も問題がなかったらうと思うのですね。こういう資源がない国で、新たに廃棄物を出すとか、その処理にもお金がかかるとか、そういうことはなくするような形を考えていかなければならないのではないかと。そういう部分は、こういう大被災を経験した県として、厚生労働省にも、しっかり制度の改正を提案していく必要もあるのではないかという思いがするわけであります。

逆にそういう制度があったならば、では交換しますかと。36万円分を3年間で割っていくと、毎月1万円ぐらいずつ油代をもらったほうがいいのか、追い炊きにしたほうがいいのかと、そういう形もできるのかなと思ったりもしたのですけれども、制度が邪魔をしているということであれば、今後そういう見直しも検討していく必要があるのかなという思いがあります。

それから、防災無線ですけれども、これは市町村の担当なのかもしれませんが、被災地の人たちは何があるかわからないと。防災無線が聞こえないということは、何が起きているのか、どういう情報が伝わっているのかということが、私たちは奥に引っ込んでしまったために、山のほうに入ってしまったためにわからないというところがあるわけです。そういう緊急情報が聞けないということは、追い炊きよりももっと問題になることではないかなと私は思うのです。それで、今後大雨等の関係が出てくる可能性もありますし、ぜひそういう部分に御配慮いただければなという思いをしております。所感があつたらお願いいたします。

○高前田理事兼副局長 今回の災害救助費の関係で、仮設住宅のお風呂の追い炊き機能の追加と一連の対策工事をさせていただいている中、私どもも、今、委員が御指摘のようなことを考えてございます。今回の震災というのは、これまで経験したことのないような未曾有の大災害になったわけでごさいます、それに必ずしも災害救助法という法律、制度が十分対応できていないと。端的に申し上げますと、プレハブの構造、設備を初めとして、設置期間に至るまで、制度が十分対応できていなかったということは私どもも十分感じておりまして、こういったことは今後の震災対応ということを考える上でも、国としてしっかりと検討していただく必要があるらうと認識いたしております。今後しっかりと厚生労働省等、関係の省庁に対してこういったようなことをお伝えしていきたいと考えています。

○小山総合防災室長 ただいまの防災行政無線の関係でございしますが、まさしく工藤委員おっしゃるとおりだと思います。例えば市町村によりましては、エリアメールというのですか、ああいったものの活用とかいろいろと考えているようでございまして、また委員の方々にも、そういった不感地帯といいますか、聞こえていない場所等があるような話がございますら教えていただければ、我々もそういった、聞こえないといいますか、住民に

大事な情報が届かないという状況は避けたいと思いますので、我々に直接何ができるかということをございますけれども、市町村などと連携をとりながら、そういったものの解消に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**五日市王委員長** ほかにありませんか。

○**伊藤勢至委員** 2点お伺いをしたいと思います。

先般の議案等説明会の際に、県立大学のカリキュラムを変更するという説明があったわけですが、これに関連してお伺ひしたいと思います。

県立大学は平成10年度の開学であります。総工費が494億5,800万円と、大変大きな投資をして県立大学を始めたわけですが、県立大学でありますから県民のお金が随分投入されている。平成10年度は59億7,000万円余、平成14年度が56億4,000万円余、そして法人化後、平成17年度は46億5,000万円、法人化になってから下がってきまして、平成24年度は運営資金として38億6,900万円と、こうなっていますが、県民のお金をつぎ込んでいるということは、どうしても卒業生には県内に残ってもらいたいという大義があるのだと思います。国立大学であれば、全国区でありますからどこに行ってもいいのしょうけれども、そういう中で卒業生の就職の数を見ますと、決してふえているとは言えないと思うのです。

そういったこともあってのカリキュラムの改革ということになるのかもしれませんが、これは岩手県の高校生たちの学力が落ちているのか、それとも先生方の能力が落ちているのか、これはどちらかだと思ふのです。県民のお金を使ってやっている県立大学ならば、知事部局なんかで、本当に数が上がっているとは言えない。そして、あるとき県立大学の教授が来て、勉強会と称して勉強会をしたときがあるのですが、質問しました。なぜ県庁に入る学生が少ないのかと。そのとき言われましたのは、県庁の合格点が高いのでそれを下げてくれればと。ばかなことを言うなど、おれは言ってやったのです。そんなことはどうでもいいのですが、いずれ県民のお金を投じながら結果が余り芳しくないというのは何かがあるのではないかと、どういうふうにお考えでしょうか。

○**根子副部長兼総務室長** 県立大学の担当部署ということで、私が御説明申し上げます。

まず、県内の就職状況というお話でございました。県内の就職状況ですが、最初の年度の卒業生が一番高い状況にございまして、この当時は50%を超えております。その後、だんだん下がってまいりまして30%台。ここ最近では40.4%とか40.7%とか、40%台という数字でございましたが、平成24年— ことしの3月の卒業生が46.4%という状況になっております。若干伸びてきている状況でございしますが、まだ50%を切っているという状況でございしますので、この辺のところは何とかしなければいけないと思っております。

それで、伸びてきている状況の中には、大学でも県内企業の掘り起こしだとか、地場企業の見学会、それからいろいろな機関等についても説明会等、様々努力している結果だと思っておりますが、さらにこういったところは取り組みを進めていかななくてはならないだろうと思っております。

それから、県の職員の採用でございすけれども、県の職員につきましては、一般行政、

社会福祉、心理、いわゆる文化系の学部からは、これまで県の職員の採用は34人ということで、特に社会福祉の分野が一番多いというような状況になっております。一般行政はちょっと少な目ですけれども、社会福祉の分野、あるいは県立病院等の医療局というふうなことが多くなってきていると思います。

それで、県職員を含めた公務員の採用についても、大学でも公務員採用の対策というのを、例えば模擬試験だとか、対策講座だとか、あるいは総合政策学部の中に、地域公共人材研究センターといったものを設置しながら取り組みはされております。そういった取り組みについての成果が上がるよう、私どもも支援できる場所は支援したいと思っております。

○**五日市王委員長** 県立大学は商工文教委員会です。

○**伊藤勢至委員** 説明したのは彼だから。

○**五日市王委員長** 総務部の範囲でお願いします。

○**伊藤勢至委員** では、やめます。頑張ってください。東日本大震災後の工事発注のこれからの予定でありますけれども、議長を通じていただいた資料によりますと、9月に20件、そして12月に11件 — 50億円以上のやつですよ、そして2月に62件かな、こういうふうに2月に集中をするということは、大変な混乱を来すのだと思います。例えば県の工事以外にも、国の工事、市町村工事、いろいろあるわけでありまして、これが積算なり何なりができれば臨時議会を開いてでも発注を早めるという努力をしていきませんと、特に2月中の年度末、材料不足、資材不足あるいは職人も不足、三ない状況の中で六十何件が一回に出ても、大変に辛いものがあると思います。

したがって、準備できたものは議会にかけなければならないというのもルールですからしょうがないのですが、それを余り延ばさないで、できた段階で、仮契約でも何でもいいから早くやって、できるだけ平準化をしてもらいたい。そうしなければ受注した連中が困る、こういうことになるのだと思うので、そういった取り組みをぜひしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○**加藤総務部長** ただいまの発注の見込みでございますが、それぞれの事業の進捗状況によって変わり得るものでございますので、今現在の段階ということかと思っております。

ただ、私どもも聞いておるところによりますと、今委員がおっしゃったような状況になりつつあると。今の見通しということになりますと、ということでございます。整い次第、なるべく速やかに、5億円以上ということになれば、議会の議決をいただかなければならないということになっておりますので、それにつきましては議会ともよく御相談させていただきまして、なるべく速やかに同意の手続をとれるような対策は講じていきたいと思っております。それにつきましては、具体の状況なりをより明らかに把握して、実際のスケジュール的にもこうなるということが見えてきた段階で、順次御相談させていただければと思っております。

また、年度後半に集中するというところでございまして、確かに今のそれぞれの部局の見

込みですと、それを単純に集計すると、そちらに数的に非常に集中してしまうということ
で、資材なり人員の状況が大丈夫かという御懸念が出てくるものと思います。これにつき
ましては、今の資料、あるいは伺っているのはそれぞれの部局の単純な積み上げというこ
とになりますので、実際そうなった場合の資材の回しとか、本会議でもいろいろ議論いた
だいていますが、建設業の従事者の問題とか、さまざま問題が出てくると思いますので、
実際の見通しが大丈夫なのかどうか、きちんとこなせるのかどうか、また逆にそういう手
続の事務のほうで、前倒しなり、均てん化が図れないかどうか、それにつきましてはよく
関係部局とも調整いたしまして、逼迫することによって事業が滞らないような対策は講じ
ていきたいと思っております。

まだまだいろいろ流動的な要素もあるものですから、なかなか今、ではこうしますとは
っきり申し上げられない部分もございますが、常にその辺につきましては、入札担当部署
として、あるいは議会なりにお諮りするまとめる部局としても、きちんとモニタリングと
いいますか、常に最新の状況を把握いたしまして、必要な対策を講じていきたいと思
いますし、また議会にも御相談させていただければと思います。

○伊藤勢至委員 年4回の定例議会に諮らなければならないということだけは言わない
ようにして、整い次第、臨時議会を開いてでも、何としても早い発注に、そして平準化的
な発注に努めていただきたい。議会の承認が遅くなったのでということは絶対言わないで
もらいたい。議会としても臨時議会にいつでも応じる覚悟があるということをお願いを
しておきたいと思っております。

○佐々木努委員 関連で。私もその件でお願いがあります。地元の建設業の方々から、年
度末に事業が集中する、これは工事が滞るということが一番の問題なのですが、それより
も冬場の工事で、作業する方々の命が危ないような状況が出ると。それで、ある会社の方
は、重傷を負った方もいらっしゃいますし、本当に危なく死ぬところだったというふうな、
こういう話を私は1人ではなく、もう何人からもいただいております。人命がまず一番だ
と思っておりますので、そういうところにも主眼を置いた契約のやり方を、ぜひしてほしいと思
います。これは要望です。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定い

たしました。

次に、議案第4号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○永田税務課総括課長 議案第4号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明を申し上げます。議案（その3）の1ページでございますが、こちらをお開き願います。改正内容につきましては、便宜お手元に配付しております岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてによりまして御説明申し上げます。

初めに、本案の提案の趣旨であります。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が去る3月31日に公布され、県税関係部分の一部が4月1日から施行されたことに伴い、県税条例の関係規定につきまして、所要の改正を専決処分により行ったことからその承認を求めるものであります。

次に、専決処分の内容であります。県税の種類別に記載しておりますので、順次御説明いたします。最初に、お手元の資料の第2の1の不動産取得税関係の（1）の内容であります。宅地建物取引業者等が売り渡す新築住宅につきまして、住宅が新築された日から1年を経過して、なおその住宅につきまして、最初の使用または譲渡が行われない場合には、当該住宅が新築された日から1年を経過した日に、その住宅の取得があったものと見なす特例措置。新築の特例適用住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置につきまして、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を2年以内から3年以内に緩和する特例措置、及び認定長期優良住宅の新築に係る課税標準から1,300万円を控除する特例措置につきまして、適用期限を平成26年3月31日まで延長したものであります。

次に、不動産取得税関係の（2）の内容であります。住宅及び土地の取得に係る税率を3%とする特例措置。宅地評価土地の取得に係る課税標準を2分の1とする特例措置につきまして、適用期限を平成27年3月31日まで延長したものであります。

次に、不動産取得税関係の（3）の内容であります。東日本大震災津波に伴う原子力発電所の事故に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋等にかわるものとして取得された家屋等に係る不動産取得税につきまして、警戒区域設定指示区域内の家屋等の床面積相当分には課税されない特例措置を講じているところでございますが、今般の警戒区域設定指示区域の見直しに伴い、当該特例措置の適用につきまして、対象となる家屋等を、居住困難区域内に所在していた家屋等にかわるものとして取得された家屋等とした上、代替家屋等の取得期限を、居住困難区域の指定の解除があった日から起算して3カ月を経過した日までとしたものであります。

次に、お手元の資料の第2の2の自動車取得税関係の1の内容であります。排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい自動車に係る税率の特例措置、いわゆるエコカー減税でございますが、これにつきまして、燃費基準の切りかえ等の見直しを行った

上、適用期限を平成27年3月31日まで延長したものであります。

続きまして、自動車税関係の2の内容であります。一定の構造、設備基準に適合したノンステップバス及びリフトつきバス並びに認定を受けたユニバーサルデザインタクシーの取得に係る自動車取得税につきまして、取得が平成27年3月31日までに行われたときは、お手元の資料の2枚目になりますが、この上段、アからエまでに掲げる金額を取得価格から控除することとしたものであります。

次に、自動車税関係の3の内容であります。平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合した衝突被害軽減ブレーキを搭載した、車両総重量が8トンを超えるトラック及び車両総重量が13トンを超えるトラクタ ―― これは牽引自動車のことであります。これらの取得に係る自動車取得税につきまして、その取得が平成27年3月31日までに行われたときは、取得価格から350万円を控除することとしたものであります。

続いて、自動車取得税関係の4の内容であります。東日本大震災津波に伴う原子力発電所の事故に係る警戒区域設定指示区域内の自動車にかわるものとして取得された自動車に係る自動車取得税につきまして、これまで納税義務の免除の特例措置を講じておりますが、これも今般の警戒区域設定指示区域の見直しに伴いまして、納税義務の免除の対象となる自動車を、自動車持ち出し困難区域内の自動車にかわるものとして取得された自動車としたものであります。

次に、資料の第2の3の軽油引取税関係の内容であります。課税免除の特例措置につきまして、免除対象となる軽油の引き取りの範囲を見直した上、適用期限を平成27年3月31日まで延長したものであります。

次に、資料の第2の4、自動車税関係の1の内容であります。排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置……。

○**五日市王委員長** 課長、ちょっと済みません。

委員の皆様にお諮りいたします。先ほど報告のありました防災航空隊の事故の関係で至急対応する必要があるとの執行部の申し入れがありますので、小山総合防災室長の退室を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔小山総合防災室長退室〕

○**五日市王委員長** 済みませんでした。引き続きお願いします。

○**永田税務課総括課長** いわゆるグリーン化特例につきまして、燃費基準の切りかえ等の見直しを行った上、適用期限を2年延長したものであります。

次に、自動車税関係の2であります。東日本大震災津波に伴う原子力発電所の事故に係る警戒区域設定指示区域内の自動車にかわるものとして取得された自動車に係る自動車税につきましては、納税義務の免除の特例措置を講じておりますが、これも今般の警戒区

域設定指示区域の見直しに伴い、納税義務免除の対象となる自動車を、自動車持ち出し困難区域内の自動車にかわるものとして取得された自動車とした上、平成24年度分及び平成25年度分の自動車税に適用することとしたものであります。

次に、自動車税関係の3の内容であります。自動車持ち出し困難区域内の自動車が用途廃止等自動車に該当することとなった場合は、自動車持ち出し困難区域を指定する旨の公示があった日以後、自動車税を課税しないこととしたものであります。

次に、お手元の資料の第2の5のその他であります。今般の地方税法の一部改正に伴い項ずれが生じたため、所要の整備をしたものであります。次に、第2の6の施行期日等あります。平成24年7月1日から施行したものであります。次に、2の所要の経過措置でございますが、不動産取得税、自動車取得税及び自動車税並びに総務大臣が指定して公示した居住困難区域及び自動車持ち出し困難区域につきまして所要の経過措置を講じたものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦副委員長 ちょっと1点お伺いしたいのですけれども、3の軽油引取税関係のところのですけれども、農業または林業というところなのですが、漁業の漁船の軽油というのなかったでしょうか。今回それが入っているのか、入っていないのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○永田税務課総括課長 軽油引取税の課税免除でございますが、農業、林業、それから漁業と、これまでも課税免除の対象となっております。今後も免除の対象となっております。今回免除の対象から外れたものは6項目ございまして、電気通信事業者が通信設備の電源の用に供する軽油、それから基幹放送事業者、これが自家発電装置の用途に供する軽油等ですね、以下4項目ということでございます。

○城内愛彦副委員長 漁業は入っているということですね。

○永田税務課総括課長 漁業は引き続き入っております。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案件は原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**紺野市町村課総括課長** 議案第5号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案(その3)30ページをお開き願います。説明に当たりましては、便宜お手元にお配りしております説明書により説明させていただきます。

第1に改正の趣旨でございますが、児童手当法等の一部改正に伴いまして、条例で引用している条文の改正が必要となりましたことから、所要の整備をしようとするものでございます。

第2に条例案の内容でございますが、今回の条例改正は、児童手当法の一部改正及び児童手当法施行規則の一部改正がございまして、条例に移動があったところでございます。これに伴いまして、本条例において引用している条項にずれが生じましたことから、条項の整備を行おうとするものでございます。第3の施行期日でございますが、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**永田税務課総括課長** 議案第6号岩手県県税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案(その3)の33ページをお開き願います。改正内容につきましては、お手元に配付しております条例案要綱によりまして御説明申し上げます。

要綱第1、改正の趣旨であります。鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正に伴い、県税条例の関係規定につきまして、所要の整備をしようとするものであります。

次に、第2、条例案の内容であります。鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の

ための特別措置に関する法律の一部が改正され、県税条例に引用しております同法の条項が移動したことに伴い、所要の整備をしようとするものであります。

最後に、施行期日であります。公布の日から施行するものであります。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○永田税務課総括課長 議案第7号復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例につきまして御説明申し上げます。議案（その3）の34ページをお開き願います。条例案の内容につきましては、お手元に配付しております条例案要綱によりまして御説明申し上げます。

初めに、第1、条例案の趣旨であります。今回本県が提出した岩手県産業再生復興推進計画が認定を受けたことに伴いまして、東日本大震災復興特別区域法に規定する認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内において、当該計画に定められた事業の用に供する施設、または設備を新設、増設したものに対する県税の課税免除に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。なお、この条例における課税免除の対象は、本県が申請し、平成24年3月30日に認定された岩手県産業再生復興推進計画のみを対象とするものではなく、今後県または県内の市町村が新たに申請し、認定を受ける復興推進計画についても、この条例に基づく課税免除が適用されることとなります。

次に、第2、条例案の内容であります。東日本大震災復興特別区域法第43条の規定では、地方税の課税免除をした際に、地方交付税により減収補てんを受けることができることになっております。この制度を背景に、県税であるところの事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除をしようとするものでございます。条例案の概要は、枠線で囲んでおる部分でございますが、アの対象区域は、認定復興推進計画において定められた区域において、イの対象者は本県が指定する個人、法人のうち、当該計画に定められた事業の用

に供する施設または設備を平成28年3月31日までに新設し、または増設したものに対して。ウの課税免除対象 ― 税目でございますが、県が課する個人事業税、法人事業税、不動産取得税及び固定資産税を免除しようとするものでございます。

事業税は、対象施設等に係る従業員数の割合に相当する額を5年間免除、不動産取得税は、対象施設等である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課税する不動産取得税の免除、固定資産税は、対象施設等について県が課税する大規模償却資産の固定資産税について5年間免除するものでございます。なお、市町村の課する通常の固定資産税については、各市町村がそれぞれ条例で規定していただくことになります。

最後に、施行期日等ではありますが、公布の日から施行し、岩手県産業再生復興推進計画の認定期である平成24年3月30日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただくようお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号中心市街地における県税の不均一課税に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**永田税務課総括課長** 議案第8号中心市街地における県税の不均一課税に関する条例を廃止する条例について御説明を申し上げます。議案（その3）の36ページをお開き願います。なお、条例案の内容につきましては、お手元に配付しております条例案要綱によりまして御説明申し上げます。

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、平成10年6月に中心市街地の活性化に関する法律が制定され、当該法律において定められた特別措置のうち第48条及び同条の省令 ― 中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令でございますが、これにおきまして地方税の不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん制度が創設されたものであります。このことから、本県におきましても、平成11年12月に中心市街地における県税の不均一課

税に関する条例を制定し、一定の要件に該当する商業基盤施設の用に供する家屋またはその敷地である土地の取得に得る不動産取得税、及び固定資産税につきまして優遇税率を適用してきたところであります。中心市街地における地方税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん制度について定める省令につきましては、制定以来、2年ごとに適用期限の延長が行われてきたものでありますが、当該制度の適用実績が僅少であること等の理由によりまして、今般廃止されたものであります。このことから、地方交付税による減収補てん制度の廃止にあわせて、中心市街地における県税の不均一課税に関する条例を廃止するものであります。

次に、施行期日等ではありますが、公布の日から施行するものであります。なお、不均一課税の適用につきましては、経過措置の規定により、一定の期間は引き続きこの制度が適用されるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**久保孝喜委員** ただいまの説明を聞いていてちょっと思ったわけですが、これまでの不均一課税というその実績といえますか、評価というものをどのようにとらえているのかということが前提になって、こういう条例が出されるべきだというふうに思うのですが、その点を御説明いただきたいと思います。

○**永田税務課総括課長** これまでの実績でございますが、本県におきましては、認定基本計画が公表されておる市町村は、平成19年に久慈市、平成20年に盛岡市、平成21年に遠野市でございます。さらにこの中で不均一課税が適用された実績は久慈市の1件のみでございます。さらに、適用事例は全国にもありませんで、岩手県の久慈市のみという状況になってございます。

○**加藤総務部長** 評価ということでございますが、基本的に非常に件数が上がっていないということでございまして、国においても減収補てんが廃止されたということでございます。私どもといたしましても、中心市街地の振興を図る、活性化を図るということにつきましては重要な課題だと思っておりますし、これをしっかり考えていかなくはないということにつきましては、そういう受けとめでございますが、そのための一手法としてのこの不均一課税というものは、手法として効果が上がらなかったのではないかとということでございます。これにつきまして、ほかのさまざまな施策を行っていくべきなのだろうと思っております。また中心市街地なり、商店街振興等を図る部局におきましてもそういう判断をしているものと受けとめておりまして、税制担当といたしましても今回廃止するという判断に至ったものでございます。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号防災行政情報通信ネットワーク復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小畑防災消防課長** 議案第14号防災行政情報通信ネットワーク復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その3）の43ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております説明資料により説明させていただきます。

工事名は、防災行政情報通信ネットワーク復旧工事その1。工事場所は、盛岡市内丸地内ほか35カ所。契約金額は11億2,350万円で、請負率は76.94%でございます。請負者は株式会社東芝。請負者の住所は、東京都港区芝浦一丁目1番1号であります。本工事は、資料の中ほどの6、工事概要に記述してありますとおり、平成5年度に整備した防災行政情報通信ネットワークが、東日本大震災津波により被災したこと等により、国庫補助を活用して再整備するものでございます。

防災行政情報通信ネットワークの概要については、資料の中段以下に記してございますので、説明は割愛させていただきます。また今回、整備する局は親局である県庁を初めとして、全市町村及び陸前高田と釜石・大槌の消防本部を合わせた36局となっております。なお、残りの10消防本部や盛岡气象台等の6防災機関、9県地方支部については、別途補助申請により整備していく予定としているところでございます。工期は、平成25年3月15日までであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**久保孝喜委員** 参考までにお尋ねをいたしますが、こうしたネットワークをつくること自体は必要だろうと思えますし、いいのですが、こうしたネットワーク自体の維持管理という費用についてはどの程度を見込まれているものか。あるいはその管理に当たっての業者選定などはどういう仕組みになっているのかについてお聞かせをいただきたい。

○**小畑防災消防課長** 大変申しわけありませんが、ただいま手元に資料がございませんので、調べてお伝えいたします。

〔「後刻。後日。」と呼ぶ者あり〕

○**久保孝喜委員** 費用はいいけれども、業者の選定とかはまた別途になるのか、あるいは

例えば請負者が引き続きという形になるのか、考え方はあるのですか。

〔「午後までに」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 小山総合防災室長もいませんので、午後でよろしいですか。

○**久保孝喜委員** はい。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**五日市王委員長** 再開いたします。

ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号から議案第22号までは、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについてであります。以上5件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**鈴木生活再建課総括課長** 議案第18号から議案第22号、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることにつきまして御説明申し上げます。議案（その3）の47ページをお願いいたします。説明に当たりましては、便宜お配りしております資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、1の提案の趣旨であります。災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が条例を定めて行っている災害弔慰金及び災害障害見舞金の事務のうち、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務を、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、議案第18号により遠野市から、議案第19号により奥州市から、議案第20号により滝沢村から、議案第21号により田野畑村から、議案第22号により野田村から、それぞれ県が受託することの協議に関し、議会の議決を求めるものであります。

次に、2の受託理由であります。災害弔慰金等の支給に当たり、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による死亡または障害であるか否かの判断が困難な場合等に開催する災害弔慰金等支給審査会について、事務の委託を求めている市村では、当該審査会を単独で運営することは困難な状況が認められるため、事務を受託することについて協議を行うものであります。

最後に、3の施行期日であります。平成24年7月9日から施行することとしているものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋元委員 田野畑村と野田村は沿岸地域で何となくわかるような気がしますが、内陸部の遠野市とか奥州市、滝沢村も入っていると。それぞれどのような事情があったか、参考までにお伺いしたいと思います。

○鈴木生活再建課総括課長 今回の東日本大震災津波の災害に係る死者の方々につきましては、一つは内陸部に住所地を持っていらっしゃる方が、単身赴任または出張等の際に被災に遭われたという方がいらっしゃいます。また、内陸の地震の際に被災を受けられた方もいらっしゃいます。それらの方々の中で、津波または地震による倒壊によって、その場で直接お亡くなりになられた方ではなくて、その後、避難所生活等において体調を崩された方でありまして、病院等の診療機関におきまして、ライフラインが寸断したというようなことで十分な医療が受けられなかったという方々につきまして、災害関連死ということで、震災との関連につきまして慎重に審査をさせていただいているところでございます。

○五日市王委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。初めに、受理番号第27号久慈市川貫地内国道281号と市道川貫寺里線との丁字路への信号機の速やかな設置を求める請願を議題といたします。なお、本請願については、請願者から撤回をしたい旨の意向が示されておりますので、継

続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

次に、受理番号第42号消費税増税に反対する請願及び受理番号第43号消費税増税関連法案の廃案を求める請願、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○**永田税務課総括課長** 受理番号第42号消費税増税に反対する請願及び受理番号第43号、消費税増税関連法案の廃案を求める請願につきまして御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、お手元にお配りしております資料、平成24年6月26日に衆議院において可決した「社会保障と税の一体改革関連8法案」の概要と書いた資料でございますが、こちらにより説明させていただきます。

先月6月26日に、社会保障と税の一体改革関連法案が衆議院を通過し、参議院に送付されたところでありますが、この関連法案の中に、資料中、枠線で囲んでいる部分、7、社会保障安定財源確保を図る税制抜本改革の消費税法等の改正案、8、社会保障安定財源確保を図る税制抜本改革の地方税法、地方交付税法の改正案がありまして、現行の国の消費税4%、地方消費税1%分につきまして、それぞれ、消費税については平成26年4月から税率6.3%に、平成27年10月から税率7.8%に、8の①のほうに移っていただいて、地方消費税については平成26年4月から税率1.7%に、平成27年10月から税率2.2%に、国、地方分を合わせまして、平成26年4月から税率8%、平成27年10月から税率10%になるものとされております。

消費税の収入は、年金、医療、介護の社会保障給付費と少子化対策に充てられるほか、地方消費税の収入についても、現行の1%を除く引き上げ分は、年金、医療、介護、少子化対策の4分野と、社会保障の施策の経費に充てられることとされております。また、所得の少ない家庭ほど消費税負担率が高くなる、いわゆる逆進性の問題等も踏まえまして、低所得者への配慮として、簡易な給付措置を実施するとともに、給付つき税額控除と複数税率の双方を検討すること等についても述べられているところです。なお、税率の引き上げに当たりましては、経済への配慮として、経済状況などを総合的に勘案し、引き上げの停止を含め所要の処置を講ずるものとする、いわゆる景気条項の規定が整備されているところでございます。

なお、資料2ページ、横長の資料でございますが、こちらは税率引き上げ後の消費税率に係る国、地方の配分を示したものでございます。

以上で説明を終わります。

○**五日市王委員長** これらの請願に対し、質疑、意見はありますか。

○**及川あつし委員** 税務課総括課長に今の説明の件で伺いたいのですが、実は前定例会で、県議会から消費税増税に慎重な対応を求める意見書というのを、たしか全会一致で可決し

ているものと思います。我々が、慎重に対応を求める意見書に賛成をしましたその理由は、特に我々ローカルパーティとして、地方の税財源の部分について、十分な議論がなされていないというふうに認識していたからであります。当初この消費税は、報道機関も消費税増税法案というような言い方になりましたように、社会保障と税の一体改革ということでやられておりましたが、本来は、全体の税制改革をやって、その部分の一つとして社会保障もあり、また地方の税財源の充実という部分もあってしかるべきだというのが我々の主張なのです。

そこでお尋ねしたいのは、きょういただいた資料の中で、地方消費税、地方交付税の部分が記載されておりますけれども、確認のために伺いますが、特に②の地方交付税については、税率が上がることによって、何か地方交付税がふえるような読み方にも間違えればなるのですが、交付税の原資の部分としてふやすということなので、必ずしも地方の税財源の充実と直結してないという理解をしているのですが、この消費税増税の法案が施行された場合の、本県、また一般論で言うところの地方公共団体への影響について、どのように把握しているのかわかれば教えてください。

○加藤総務部長 財源、交付税等の問題でございますので、税務課というよりも総務部ということで私のほうからお答え申し上げます。税につきましては、当然配分が2ページのようになる。交付税につきましても、この配分原資が上がると。配分原資の部分が引き上げられますので、交付税総額につきましてははふえるものと見込んでおります。当然地方関係の社会保障の経費につきましても、年々高齢化の影響等によりまして増加しておりますので、その財源は当然手当てしていかななくてはいけないということで、こういった経費に充てられるのだらうと思います。

ただ、交付税につきましては、そもそも原資が本来必要な額に今足りていないということで、臨時財政対策債とか、国の特例加算とか、そういった形でやっております、必ずしも税収とのリンクといいますか、そこがきちんとしていないというところがございますので、ここで原資はふえるのですが、具体の配分ということになりますと、今のやり方でございますとその年度、年度ごとの地方財政対策によって固まってくるということになります。

でございますので、これだけで全部決まってくるわけではなくて、その辺を見ていかなくてはいけないと思いますし、法案自体がどうなるかということで、なかなかお答え申し上げにくいところはございますが、その辺等をあわせて見ていかなくてはいけない。また、地方としては、基本的には社会保障経費が増嵩していく、そういう趨勢は確かでございますので、交付税なり税収ということとあわせて、交付税原資というところもございますが、きちんと後の財政対策を含めて措置されるように見ていかなければならないということだと思います。

○及川あつし委員 わかりました。地方消費税の分について次に伺います。せっかく資料をいただいておりますので。

平成26年4月から8%に全体の税率が上がった場合、平成27年10月から10%になった場合の影響額については算定しておりますでしょうか。わかるのであれば、その額について教えていただければと思います。わかれば結構です。

○永田税務課総括課長 地方消費税の税率が上がった場合の影響額でございますが、現在岩手県の消費税額が約100億円ほどでございますが、平成26年4月に8%に上がった場合、これが170億円ほど、それから平成27年10月に10%に上がった場合は221億円ほどというふうな試算をしております。今申し上げましたのは、県の地方消費税の額でございます、国の消費税を合わせますと……。

〔加藤総務部長「どちらかにしないと」と呼ぶ〕

○永田税務課総括課長 県の地方消費税でございます。

○及川あつし委員 結局地方消費税分とすれば8%の時点で170億円、10%で221億円が影響額だということではありますが、次にはマクロのほうを聞きますけれども、8%、10%になった場合の、岩手県からの税収の、国税分も含めての影響額の数字を持っているのであればお示しいただければ。

○永田税務課総括課長 国の消費税、現在4%の部分でございますが、これは平成26年4月に8%になった場合は、現在が420億円ほど——岩手県の国の消費税の額でございますが、それが8%のときは633億円、平成27年10月の10%のときは784億円ほどの試算でございます。

○及川あつし委員 わかりました。そうすると、具体的な数字が出てまいりましたが、可処分所得という視点だけで見れば、本来は税収と支出については全体の税制の中で見るべきだと私は理解しておりますけれども、消費税のこの部分だけで見れば、かなりの影響額があるというふうに見えるところであります。よく知事が、震災の影響下の中でのこういう消費税増税の影響について言及をされておりますが、総務部として、政治論とか政局論ではなくて、純粋な県民の消費生活等に対する影響について、どのような懸念と影響を持っているのか、現段階での見解を所感としてお示しいただきたいと思っております。

○加藤総務部長 消費増税に伴う影響ということでございますが、影響につきましては県全体としてさまざまな局面がございますが、税制、税負担的なものから言いますと、かなりアップするということは事実だと思っております。知事からさまざま答弁がございましたが、負担軽減の姿が見えないということもございますので、それがどういうふうに動くのか、あるいはこれからどう議論されるのかということがございますので、なかなか見にくいところがございます。経済との関係では、今回は、今のところネットの増税というふうなことでございますし、本県には復旧復興を果たさなければならないということがございますので、なかなか数字的には出しにくい、これも知事からの答弁で申し上げているところでございますが、税負担の問題として懸念されるのは徴税というか、課税に当たる我々としても、そういう認識を持っています。

○及川あつし委員 税率が倍になるわけですから、県民の可処分所得が、502億円の消費

税の影響額が1,000億円になれば500億円強減というのが単純な計算で成り立つわけですが、税のテクニカルな話になって恐縮なのですけれども、今政府でも、食料品などの軽減税率の件について議論がなされていると伺っております。私は、軽減税率のやり方というのは余りよろしくないという学生のように習ってききましたので、何となく釈然としないのですが、税制全体で見るべきだなというような個人的な考えを持っています。

いろいろな方と話をすると、食料品等の軽減税率の話の延長線上で、もしこの消費税の増税が実行された場合に、被災地だからという話が一方であるので反対だという方と、被災地に対しての軽減税率の考え方はないのかと言われる方もいるのです。私は税のシステムとしては、それはいろんな物流の関係で、どこでどういうふうに控除するのだとか難しいテクニカルな問題もあるのかなと個人的には理解しているのですが、まず被災地に対する軽減税率というのがあり得るかどうか、どういう見解を持っているのかお示しいただきたいと思います。

もしあり得るのであれば、本県として、消費税のこの法案が可決後、そういう議論の場もあるようですので、被災地向けの軽減税率のあり方というところにまた考え方をシフトしていかなければいけないのかなと、現実的にそう思うのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○加藤総務部長 被災地に限定した軽減税率ということをございました。そもそも県としては、懸念する立場ということをございますし、議論がどうなっていくかということ、あらかじめ前もってこちらから申し述べるのは言いにくいところはございますが、軽減税率の問題、特に被災地向けということになりますと、今、委員からも御示唆があったのですが、消費税につきましては、都道府県の境なく経済行為にかかっていると。あるいは多段階控除という形で、そもそも仕入れの段階でかかった部分を控除するとか、そういう形で、基本的には今の考え方としては、国等からの説明でございますと、地方消費税も含めて一定税率という考え方ではないと、経済が相手だということ、なかなか難しいというふうに伺っております。

では、それを前提に、今の課税の仕組みも国税庁委託ということ国が一律徴収するということになっていきますし、地方税法上も一定税率ということ、都道府県が課税主体ではあるのですが、税率を動かすということは認められていないということになっておまして、技術的には、私どももそういうやり方があれば、そういうことを模索するということがあってもいいのかもしれないのですが、今の消費税の構造上、課税、技術上なかなか難しいと聞いております。我々としても、確かにいろいろやろうとしても、どういうふうにやるのかというのが、頭の体操としていろいろ考えても非常にハードルが高いのかなと認識している状況でございます。

○五日市王委員長 及川委員の質問の途中ですが、この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

及川委員の質疑、意見交換の途中ではありますが、会議の冒頭に執行部から報告のありました県防災航空隊の訓練中の水難事故についてほか1件に関し、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○加藤総務部長 冒頭に報告申し上げました防災航空隊の訓練中の水難事故についてでございますが、その後の状況変化につきまして説明申し上げます。本日午前10時40分過ぎ、本人と見られる御遺体を水中にて発見、その後引き揚げ、収容したとのごさいます。詳細につきましては、現在確認中ということでございますが、尊い命が失われましたことは大変残念なことございまして、深刻に受けとめております。改めておわび申し上げます。

○小畑防災消防課長 久保委員から御質問いただきました、防災行政情報通信ネットワークの維持管理費についてでございますけれども、毎年度一般競争入札により決定していくということございまして、今年度は、契約額は約5,700万円ほどになっております。

○五日市王委員長 よろしいですか。

○久保孝喜委員 はい。

○五日市王委員長 それでは、休憩前に引き続き、請願陳情、受理番号第42号及び第43号について、質疑、意見交換を継続いたします。

○及川あつし委員 午前中に引き続いてなので、簡潔に申し上げたいと思います。

いずれ休憩前に申し上げた点については、いまいましてということではなくて、恐らく国会の今の動勢からすれば、可決される可能性も高いのかなと一般的には見られておりますので、その次に、税制改正の細目が決まる際に、被災地における軽減税率等があり得るのかどうかという部分についてはそのときまでに、十分に研究を、我々もさせていただきたいと思いますが、ぜひお願いしたいという趣旨であります。

あとは意見にいたしますけれども、我が会派といたしましては、3月に全会一致で県議会から意見書を提出いたしました。その中の文言に、消費税の増税について十分に国民的議論を尽くし、経済環境なども十分に考慮し、さらには震災からの復興の進捗状況を十分に見極めるなど慎重な対応を行うよう強く要望するというものに賛成をいたしました。その観点から申し上げれば、現在の国会における議論については十分に国民的議論を尽くしているという状況ではないと考えますし、さらには今回の税制改正の議論の中では、復興の進捗状況等についての議論も非常に希薄であったというようなことを印象として持っております。

また、きょう午前中からお聞きをしました地方における税財政への影響について、非常に中途半端な議論で、社会保障費のとり分を政府と地方でとり合ったとか、そういう解説もなされておまして、そういう不十分な税制改正の議論であるという観点から、我々すると、税制改正、財政の改革、財源の確保ということについては、現在の政府及び地方

公共団体の債務残高等から考えれば、消費税を含めた税制改正の抜本改革が必要という認識ではありますけれども、この請願の趣旨を了として採択、賛成をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○久保孝喜委員 これまでの及川委員の質疑によって、大方の消費税にかかわる問題点は指摘をされたのだと思いますが、何しろこの課題は、財政論や政策論よりもはるかに、政治論、政局論としての議論に供されることが多くて、その本質が国民の間にもなかなか深まっていないという要素もございます。

先ほど来お話があった地方自治体の財政に関する影響の問題で、1つだけ、全体の影響額についてお聞きをしたわけですが、例えば県内の標準世帯においてどれぐらいの負担増になるのかといったような計算がもしあるのであればお示しをいただきたいと思います。

知事は、この問題について、本会議等でも震災復興にマイナスだというような観点での答弁をなされてきているわけですが、その点に関して、県民の負担増という観点以外に言われていること、あるいは考えられていることについて、この際示していただければと思います。

○永田税務課総括課長 個々の家計にとっての影響額というところでございますが、平成22年度の1戸当たりの負担額が10万1,000円ほどでございます。これが8%になった際は16万2,000円、10%になった場合は20万2,000円との試算をしております。これは非常に粗い試算ということで、数字の中身については非常に粗くて済みませんが、そういう試算でございます。

○加藤総務部長 税負担なり、あるいは財政とは別のというか、それ以外の影響ということでございますが、影響を数値的に申し上げることはなかなか困難でございますが、影響としては、全体の経済への影響ということがあろうかと思えます。当然物価水準が上がるということもございまして、さまざまな景気面の問題、あるいは巷間言われているところでは、中小企業等の価格への転嫁がどうなのかという問題等もあろうかと思えます。それからまた、経済が萎縮するというか、経済が後退するとなると、当然復興への影響ということが出てくるかと思えます。

特に、本県は復興過程にあるということであれば、例えば被災地においては今後住宅取得等が進んでくると思うので、住宅は非常に大きな買い物でございますので、消費税が上がるとなると、再建しようとしている被災者のかなりの負担にもなるということで、その辺の、まちづくりというか、そういったことでの影響というのもあるのかなと思われま。

○久保孝喜委員 大方の問題点は、今の答弁も含めて出ているのかなと思っておりまして、意見を申し上げたいわけですが、今回の消費税にかかわる法案自体にも幾つかの問題点がございます。しかし、最大の問題点は、被災地である岩手県において、この消費税に対してどう発信をしていくのかという県議会の姿勢が、実は一番問われている話に、この問題はなっているという理解をいたしております。消費税の引き上げという動きに対して、被

災地から一定の議会意思を表明していくというのが、今、それぞれの政局の思惑などはどうでもいいわけですが、その観点でぜひ議会の判断をしていくということが必要なのだろうと思っております。先ほど紹介があったような慎重な対応を求めてきたという経過も含めて、この際可決をされてしまって、参議院に移っているわけですから、何らかの意思表示、つまりそれは、これまで私たちが示してきた議会意思の延長上で、消費税引き上げは被災者にとってはとんでもないことだという意味を表明する意味で、この請願については採択をすべきものだと思っております。

○伊藤勢至委員 消費税を増税することに反対することに賛成の立場で申し上げたいと思います。

昨年の3月11日以前は、将来の国の財政運営を考えた場合に、一定の負担を国民が等しくやりながら、後世にツケを回さないようにする、これは必要だろうなど思っておりましたが、3月11日以降、国会でいろんな議論がされてきておりますけれども、何か増税という部分に絞られて議論がされてきたように思います。

そういう中で、岩手県、宮城県、福島県は、まさに大被害をこうむったわけでありまして、国においては国難と言いながらも、そういうところに対する手当てというものが十分だとは思っておりません。したがって、被災を受けた地域あるいは被災を受けた方々に、それなりの、言ってみればハンディキャップを補うといえますか、調整をする政策があってこそ、これが善政だと思います。したがって、後世にツケを回すということではなくて、現在のものを解決するためには、こういうものではなくて、ハンディキャップを重要視した政策を展開してもらいたい、そのように思うところでございます。

一つの例をお話しさせていただきますが、山田町の大沢では、地震が来た直後、ある漁家の方が、船を助けるために船に飛び乗って沖に出て行きました。そして、船に乗って出る前に、奥さんと子供2人に、高いところに避難をしろということをお願いして船に乗って沖に出て、沖で一昼夜を過ごして、結果的には船は助かったわけですが、帰ってきましたら自分の家がなくなって、奥さんも子供も避難所を捜したけれどもいなくて、家の中にいた状況でさらわれてしまったということがわかったようではありますが、この方は、船を助けて陸に帰れば漁業が継続できる、やっていけるというふうに思ったようでありませぬけれども、家族も、あるいは網も、イカ釣りの仕掛けも、サケ縄も、はえ縄も、全部持っていかれた。船だけがあっても漁業はできない。それに支える家族がいなくなったということから、昨年のゴールデンウィーク明けにみずから命を絶った状況にあります。

こういう話が、被災されたところ、あちこちにいっぱいありまして、1年3カ月が経過して、そういう話が具体的に聞こえるようになってまいりました。そういう中であって、今回のこういった増税をするということは、まさに病人に頭から冷や水をかぶせるようなやり方であって、善政とはいいたくないものがあると、このように思います。

消費税は、そもそも竹下内閣のときに3%ということで設置をされました。そのころはふるさと創生基金など、あるいは3%から5%に上がる時の1%は、地方消費税交付金

として地方に還元するという、言ってみればいろんな緩和策等が盛り込まれたわけでありませんが、今回はそういう議論がまだ見えておりません。

それから、地方消費税交付金のあり方についても、実は国会と地方の議会が同等に議論をしていくという中において、全国知事会そして都道府県議会議長会、両輪のようにあるわけですが、実は東京都は地方消費税不交付団体といって胸を張っていますけれども、東京都には交付をされておられません。東京都は地方ではないということだと思います。ただ一方で、千代田区から港区までの東京都を構成する23区には、70億円平均で地方消費税交付金が交付されているのです。これは都道府県議会議長会、知事会といいながら、決して両輪になっていない。東京都は中二階の状況にあるのです。だから、そういうところの根っこを変えていただく議論をしていただいた上でやっていくというのならまだしも、このような被災をした人たちの上にそういうものを覆いかぶせるということについては、私は被災した地域を代表する議員の一人として、明確に反対をしなければならないと思っております。そうでなければ、被災をした皆さんのところに帰って報告ができない、顔向けができないと、こういうふうにして思っております、こういうことはあってはならない。したがって、この消費税増税に反対する請願に賛成をするものであります。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○高橋元委員 前定例会のときには、県議会の意向として、消費税導入に際しては慎重審議をやってほしい、議論してほしいと。さまざまな問題あり、課題ありしていると。それから、我々被災地のさまざまな今後の生活の状況を、今伊藤勢至委員がおっしゃったとおりだと思っております。そういうことで、私もこの意見書に賛成をさせていただきました。前定例会です。その後、国会で審議がされ、現実問題、衆議院でこの増税法案が可決となって、今参議院で審議されております。参議院でもこの法案が可決される見通しということでもあります。

この現状を踏まえて、今回の請願を採択するか、不採択するかという判断を迫られていると思っております、現状からすると、国会での結論は法案成立ということですので、増税反対ということ、議会としてこれから意見書を出すのではなくて、むしろその問題、課題を、私どももさまざま議論をして、今後運用の中で改善を図っていただくと、そういう方向の議論を議会として進め、まとまった意見を各国会の機関に提出していくというのがより現実的ではないかなと、このように思っております。したがって、今回の請願は、私は時期的に見て不採択という意見であります。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第42号消費税増税に反対する請願の取り扱いはいかがいたしますか。先ほど採択、不採択との意見がございましたが、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**五日市王委員長** 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。次に、受理番号第43号消費税増税関連法案の廃案を求める請願の取り扱いはいかがになりますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 採択、不採択の意見がございますが、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**五日市王委員長** 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第44号米軍輸送機オスプレイの配備撤回・訓練計画中止を求める請願を議題といたします。なお、既に御承知と思いますが、お手元に配付してあります当該請願陳情の要旨のうち、1991年1月との記載については、1999年1月が正しい年月となる旨、今朝、正誤表が配付されたところでもありますので、念のため申し上げます。

それでは、当局の参考説明を求めます。

○**宮元防災危機管理監** 受理番号第44号米軍輸送機オスプレイの配備撤回・訓練計画中止を求める請願について、お手元に配付しております資料に基づきまして説明させていただきます。

1のオスプレイの配備計画についてであります。米海兵隊では、現在配備しているCH-46が、配備から約50年が経過し老朽化しておりますので、より性能の高いオスプレイへの配備変更をする計画が進められているところであります。新聞報道によりますと、7月上旬に山口県にあります岩国基地に搬入され、8月には沖縄県の普天間基地に配備され、10月には本格運用する計画になっているとのことでございます。なお、日本政府によりますと、今回の配備は日米安全保障条約に基づき行われる機種変更に当たり、我が国には配備を拒否する法的な権限はないとされております。また、米国は6月29日に、現在配備している飛行隊からオスプレイの飛行隊に改編する旨を、日本政府に通報を行っております。

2のオスプレイの性能ですが、現在の機種より性能は高く、特に最大速度は約2倍、行動半径は約4倍、貨物の搭載量は約3倍となっております。

3の飛行経路ですが、米国政府作成のオスプレイの配備及び運用に関する資料によりますと、米海兵隊ではオスプレイの訓練飛行を日本国内に設定されている六つの経路に沿って実施することになっており、このうち1経路が岩手県上空を飛行するようになっており

ます。飛行回数は、各経路において年間で最大55回、全経路合計では年間330回の運用が見込まれております。各経路での飛行回数は月3回ないし4回とされております。配付資料にありますとおり、東北地方におきましては、日本海側と太平洋側の2経路となっております。岩手県を通過するのは太平洋側の経路となっております。

4の飛行訓練の影響に関する説明でございますが、各基地に配備されている航空機の運用回数とオスプレイの運用回数を合わせると、全経路で平均21%の運用増加が見込まれております。この影響につきましては、現在運用されている航空機による影響に比べますと最小限のものとなり、騒音状況を大きく変更するものではないとされております。

最後に、過去における米軍戦闘機等に関する本県への影響ですが、配付資料にありますとおり、2件の墜落事故がございました。また、騒音苦情でございますが、記載のとおり件数になっております。以上でオスプレイに関する説明を終わります。

○**五日市王委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**久保孝喜委員** ただいまの説明についてお尋ねをしたいのですが、添付されております地図を見ますと、岩手県に関しては奥羽山脈の真上等が想定されるわけですが、岩手県上空というふうに記載されていますが、市町村名までわかるのであれば、この際、お示しをいただきたいと思っております。

○**宮元防災危機管理監** おおむね経路は示されておりますけれども、どこの市町村の上を通るということは明確には答えないということでありまして。

〔「明らかにされていないと」呼ぶ者あり〕

○**宮元防災危機管理監** 明らかにされていないと。

〔「ここまでしか」呼ぶ者あり〕

○**宮元防災危機管理監** ここまでしか提示されてなくて。

○**五日市王委員長** ほかに。

○**佐々木努委員** 参考までに、もしおわかりになればですけども、オスプレイは機体に何か問題があるのか、それとも例えば操縦が難しくて事故を起こすのか、墜落している原因というのは何なのでしょう。

○**宮元防災危機管理監** 現在、アメリカからの情報によりますと、機体に関する不備は特にないと報道しておりますが、現在その原因につきましては調査中ということで、米軍の発表によりますと、操縦士によるものなのか、機体によるものなのかというのはございません。以前研究開発の段階では、かなり機種に問題がございまして、それについて原因が明確にあったということでありまして、そこは改善されておまして、今回の4月、6月の事故につきましては、その辺のことが日本政府にとっては、米軍の発表以外にはよくわからないという状況でございまして、明確にお答えすることはここまでかと思っております。

○**五日市王委員長** ほかにありませんか。

○**久保孝喜委員** さっきの続きで聞き忘れまして。現在特定されていない市町村ということでありまして、県当局としては、行政が当然のことながら県民の生命、財産を守るとい

う行政体としての責務からしても、経路が明らかにされている以上、一定の市町村名を含めた推測をしておく必要があるかと思いますが、そういう照会をする意思があるのかどうか聞いておきたいと思います。

○加藤総務部長 政府に対しては、こういうものが示されたということでございますので、防衛省等を通じて――米軍との関係等を政府はおもんばかられると思いますが、どういうことかという説明は受けたいと思っております。ちょっとまだそこまでいっておりません。

○五日市王委員長 ほかに。

○伊藤勢至委員 ニュートンの法則からいくと、重力のあるものは必ず落ちるということになっていまして、どこまで落ち続けるかわからない状況にあります。したがって、現在の状況で判断するのはちょっと早いのではないかと。したがって、継続をしながらもっと情報を収集しながら判断しても遅くはないと、このように思いますので、継続審査が適当だと思います。

○五日市王委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 本請願の取り扱いは、先ほど継続審査との御意見がありますが、ほかにございませんか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五日市王委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○及川あつし委員 委員長に、冒頭お願いがあるのですが、我が会派が今定例会において、決議案として政府に対して意見書を出すことを求めておりまして、昨日の政策調整担当者会議で全てまとまったとのことでございます。その用紙を配付していただいて、その中身も含めて、個人の二重ローンに関して質疑をさせていただきたいと思っておりますので、お取り計らいをまずお願いしたいと思います。

○五日市王委員長 事務局で用意をさせていただきますので、配付してもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 では、お願いいたします。

〔資料配付〕

○及川あつし委員 それでは、被災者の二重ローンの関係について伺いたいと思います。主に復興局の高前田理事に御答弁いただくことだと思いますが、一般質問においても久保

議員、嵯峨議員から質疑があったところでありますけれども、まず今回の質疑でも非常に違和感を感じましたのは、久保議員なども住宅再建という意味での質問がメインでありましたので、若林県土整備部長が答弁をされたということなのですが、若林県土整備部長の答弁を聞いていますと、大変失礼ながら、どうも問題の深刻さと本質について、十分御理解いただいていないのかなというような心証を持ち、また現下の被災者の二重ローンの債務の処理状況を見ると、極めて危機的な状況であるという意味で、以後質疑をさせていただきたいと思います。

まず、被災者の二重ローンの対策ということで、岩手県の組織上の所掌については、住宅ローンについては建築住宅課でやられている。事業ローンという意味では経営支援課がやっている、その他全般という言い方が正しいかわかりませんが、全般については復興局がやられているということで、まず所掌がそういうことであるのかどうか、この二重ローンに対する県の所掌の考え方の基本についてまずお示しさせていただきたいと思います。

○鈴木生活再建課総括課長 二重ローンについてでございますが、委員仰せのとおり、中小企業等の再建に係る二重ローンの関係につきましては商工労働観光部で把握しておりますし、個人の住宅ローンの中心となりますものが住宅に係るものということでございまして、県土整備部で担当しております。私ども復興局におきましては、被災者の皆様方からさまざまな相談を受ける中で、非常に大切な問題があるということで、沿岸各地区に被災者相談支援センターを設けておりまして、その中で二重ローンについても御相談をさせていただいております。

被災者相談支援センターの相談におきましては、沿岸は4地区ございますけれども、専門家の派遣と相談をさせていただいております。弁護士は4地区ございますけれども、ファイナンシャルプランナーを派遣させていただいております。そういう中で、弁護士相談、ファイナンシャルプランナーとの相談の中で、二重ローンの問題等があれば、ガイドラインのほうにも御紹介を申し上げるといようなことで取り組んでいるところでございます。

○及川あつし委員 きょう配付をお許しいただいた中に、具体的な問題をいろいろ記載させていただきましたけれども、実はこのほかにもまだまだあるのですが、まず第1段階、こういうことをやらなければいけないなという認識であります。

今所掌をあえて伺いましたのは、私がすごく違和感があるのは、あくまで個人の二重ローンを、債務者の今の状況をどのように解消していくかという観点で、本来進んでいくべきものだと思うのです。もちろんローンという中の比重からいうと、住宅とか事業系のローンというのがあると思うのですけれども、私も銀行員のでき損ないの端くれだったから言うわけではないのですが、いっぱいいろいろなローンがあって、個人の債務者という視点からいうと、住宅ローンはどこどこだ、事業系ローンはどこどこだというやり方は、入り口のところで混乱を来すのではないかという感じがしております。これは私の心証です。

その意味で、相談窓口をやられているのは十分わかっていますけれども、今運用されて

いるガイドラインが非常にうまくいっていないという現状に立ち返って、もう一度力を入れ直していただきたいというのが質問の趣旨であります。今回も定例会で提案されている復興に関するさまざまな予算ですね、多額に上りますけれども、これ何のためにやっているかという、被災地の皆さんが人としてこれからまたしっかりと、未来永劫に向かって発展しながら生きていってもらうための予算だと思うのですけれども、そこに住む人たちの生活の基盤である債務が、これだけ解消されないで進んでいけば、せっかくものができるも、その方々はどうするのだと。

本会議でもお話がありましたけれども、例えば高台移転のために多額の予算と労力を使っています。しかし、高台移転の地盤ができたけれども、個人の皆さんの債務の整理が終わっていないので移転できませんよということに、今のペースでは絶対なると思うのです。それを避けるためには、もう一度、問題の本質を見きわめて、ぜひやっていただきたいということでもあります。

ちょっと伺いますが、これも質疑でありましたけれども、金融庁また財務局などが配っているガイドラインのパンフレット、こういうのがあるようですけれども、この前も議論させていただきましたが、そもそも被災地で二重ローンの問題を抱えている方に、債務整理のガイドラインとか、私的整理ガイドラインと言ってわかるのかなという感じがしているのです。この名称も問題かなと思っております。この制度がどの程度知られているかという問題が、まず入り口であるようでして、この制度の認知度がどれくらいあると復興局では認識していますか。

○鈴木生活再建課総括課長 このガイドラインの活用状況につきましては・・・・。

〔及川あつし委員「認知」と呼ぶ〕

○鈴木生活再建課総括課長 活用はまだまだ十分されていないということでございまして、その問題の大きな点として、周知が十分なされていないということが一つだと考えているところでございます。私どもがこれまで被災者の皆様方にお配りをしております暮らしの安心ガイドブックでありますとか、県の広報媒体を活用しての周知に努めてきているところでございますが、まだまだ周知されていないという状況でございます。

そういうことで、先ほど申し上げました一般的な周知はもとより、被災者の皆様が具体的に被災者相談支援センターにいらっしゃったときに、確実にこういうガイドライン委員会につないでいくとか、そういうことが大切ではないかと考えているところでございます。実は個人の二重債務解消に向けた支援につきましては、非常に大切な課題だということで県でも認識をしております、従前から国に対して要望を提起しております。個人の住宅ローンに係る二重債務の問題については、返済や新たな再建が困難な状況にあると、まさに委員がおっしゃるとおり、生活再建に向けた大きな支障になっているということで、県は、国として積極的に支援してほしいということで従前から要望してきているところでございまして、国に対しても要望を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○及川あつし委員 議案説明会のときに、今度7月31日に、東日本大震災に関する要望書

を提出するというのでその写しをいただきました。その10ページに、個人の二重債務解消に向けた支援という項目がありまして、4行、結論から言えば、国による積極的な支援を行うことと書いていますけれども、こういう中にもっと細かく書いていくべきだと思うのです。今、政府は、この問題が発生している状況とか、本質的な問題の所在について十二分に理解していると実は思っていない。ですので、今申し上げた周知の問題、名称の問題を、ぜひこういうところに記載してもらいたいと思います。

御答弁はありませんでしたけれども、弁護士会の皆さんの有志が調べた限りでは、この制度の認知度は5%です。100人のうち5人しか知らないということになっています。県の役割とすれば、今課長から答弁があったように、被災者相談支援センターでこういうパンフレットをもっと配って周知していただきたいと、いろいろな媒体を使って頑張っていたきたいというのと、やっぱり私は制度に大きな欠点があると思うのです。普通債務者は、さあ、この債務を解消するときにどうしようと言ったら、ここに行きませんよ、先に。行くのはあくまで債権を持っている金融機関です。金融機関は、今ガイドラインですから、法律的にこの制度を告知する義務はありません。ないので、結果として皆さんも認識されていると思いますけれども、金融庁が発表しているリスケジュール——債務の繰り延べ、これは、ある程度返済していないとリスケジュールできないのです。債務をどうやって返済しているかという、本来ガイドラインにおいては、ガイドラインを適用して債務整理が行われれば500万円残しますよ、被災者の生活支援金も残しますよ、災害弔慰金も残しますよ、全国の皆さんからいただいた義援金も残しますよと建前はなっているけれども、実質は被災者の皆さんの個人の預金残高に入っている中から、どんどん、どんどん、震災前の債務の決済に使われているというのが実態であります。

ですから、私が申し上げたいのは、この件について、最近銀行が悪いという言い方をされる方が相当いらっしゃるけれども、銀行も民間企業ですから、営利企業ですので、銀行に一方向的に泥をかぶれと言っても、これはかぶれないですよ、バランスシートを一方的に崩します。銀行に対しては税制上の優遇があっても、これは十分なインセンティブだとは思いません。ですので、もちろん皆さんがこうやって一生懸命努力するのも大事だけれども、制度を抜本的に法制化して、例えばこういう制度については、金融機関において制度の告知の義務を課しないと、金融機関は、今の状況であれば、積極的にこういう制度を被災者の債務でお困りの方に告知しませんから、認知度が結果として上がらないという、ここにボトルネックの一つがあるような気がしているのですが、この点についてはどのようにお考えか御所見をお聞かせください。

○高前田理事兼副局長 個人の二重ローンの問題についてでございます。何点か御指摘をいただいております、まず最初に、委員御指摘のとおり、入り口のところでのしっかりとした対応というのが本当であろうと思っております。私ども、先ほど総括課長からもお答え申し上げましたように、昨年4月に設置をいたしました被災者相談支援センターを運営いたしているわけでございますけれども、これにつきましては、岩手弁護士会と連携

をさせていただいて、もしくは御協力をいただいて、弁護士が日がわりで、そういった相談に対応していただいております。

そういった中で、このガイドラインについてお話をさせていただくような案件も、内容によっては出てきております。そういったようなことで、とにかく入り口のところでしっかりとした対応をしていくということが、まず1つ目であろうと思います。弁護士だけではなくてファイナンシャルプランナーについても、ほかの県にはない対応を私どもさせていただいておりますので、そういった中で、まずは最初の被災者の相談という段階を、しっかりやらせていただくということが一つでございます。

それから、周知の問題につきましてでございます。これについても、私ども今までもできる限りさまざまな広報媒体を使ってやってきたつもりではございますが、先ほど委員から御指摘ございましたように、果たしてわかりやすい周知、広報内容になっているかという部分はございます。久保委員からも本会議でも御指摘がございましたけれども、そういったことも含めて、さらに広報の内容、わかりやすさ、丁寧さというものを、これからいろいろと工夫をしていきたいと考えております。

それから、ガイドラインそのものの制度の問題でございますけれども、今般来年度の予算編成に向けた政府予算要望の中で、先ほど及川委員からも御指摘いただきましたように、個人の二重債務の解消に向けた支援ということで項目を入れさせていただいております。これについては、確かにガイドラインでありますとか、そういう詳細な内容については記載がないわけでございますけれども、私ども当然この内容については、それぞれの担当省庁に説明に伺うわけでございますから、その中できちんとガイドラインの、もう少し制度上の充実ということを訴えていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、まだまだ課題は多いと思いますけれども、私どもとすれば、庁内各部署が連携をして、それでしっかりとこの問題に対応していきたいと考えております。

○及川あつし委員 ぜひそういう姿勢でお願いしたいと思います。結論的に言うと、私はガイドラインという形でやっている限りは、絶対進まないと思っています。このガイドラインができたときの経過からもいろいろ調べましたけれども、結局今のガイドラインの運営委員会も、是非を申し上げるのではなくて、債務整理ができていないという現状から見れば、金融機関出身の皆さんが、いわば債権者の立場でもあって、そこで債務を整理する。ガイドラインをよく見れば、債権者の合意がある案件しか申し入れができない仕掛けになっていますから、そもそもが積極的に、沿岸被災地で不測の事態でこれだけの債務を負ってしまった方に何かの手を差し伸べて積極的にやろうという制度ではなくて、何となくエクスキューズ的につくられた仕掛けのようにはしか見えません。ですので、そのところは、ぜひもう一度精査していただきたいと思います。

時間の関係がありますので、あとはまとめて申し上げますが、例えば弁済計画案のやりとりも、こっちの支部で何でもっとちゃんとやらないのかなと思っていただいておりますけれども、

実はこっちの支部では、審査業務を一切やっていないそうです。全案件、東京の本部で審査しているということなので、こっちの支部であれば、被災者のいろんな現状を見て、債務整理に前向きにやっているのだと思うのですけれども、全部本部だと。1件の決済をするのに6カ月以上かかっているし、成立した3件の案件も9カ月程度かかっていると。こんなことをやっていたら、せつかく五十件やっても何にもならないような状況だと思うので、こうした運用がどうなっているかということについても、十分に把握をしてもらいたいと思います。

弁護士会が要請した債務の弁済計画の原則5年という問題についても、非常に問題があると思っていますし、ガイドラインの運営委員会から来た回答書も、我々は金融庁から指導、監督を受ける立場にないから誤解のないようにお願いしますという、木で鼻をくくったようなとんでもない回答が来て、これはもうやる気がないなというふうにしか私には読めませんでした。あとは金融庁などと、再度、今のガイドラインの周知を図って進めつつも、抜本的にやらないと絶対に進まないという観点で体制を強化して、何とか債務整理については、まだまだお話ししなければいけない事案は山ほどあるのですが、とにかくもう少し頑張らなければいけないという状況だと思いますので、重ねてその点についてはお願いを申し上げたいと思います。まず、この点について、総括的で結構ですので所感を伺いたいと思いますし、私が一番心苦しいのは、被災者の皆さんがこのままの状況でいけば、いつかは自己破産してしまって、新しい家を到底買える状況ではないということ。あとは世界各国、また日本全国から寄せられた義援金が、事実上今震災前の債務整理に、決済に使われているという現状をもし知った場合に、どういうお気持ちになるのかなということについても大変に懸念をしております。こうした点も多々問題がありますので、ぜひ善処していただきますように、重ねて、重ねてお願い申し上げて、最後所感を伺って終わりたいと思います。

○高前田理事兼副局長 二重ローン問題については、極めて重要な問題だという認識を私どもも持っております。被災者の生活再建ということを考えたときに、これから非常に大きな課題になってくるという認識を持っております。政府予算要望の中でも、具体的なガイドラインについて触れているものではございませんが、委員御指摘のように、被災者の生活再建に大きな障害となっていると。したがって、早期解決に向けて国による積極的な支援、すなわちガイドラインのみならず、さまざまな支援が考えられるかと思っておりますけれども、そういったような支援を、重ねて国に要望していきたいと考えているところでございます。

それから、この問題の解決に向けましては、岩手弁護士会との連携というものも重要になってくると思っております。相談、支援の関係についても、いろいろと今御支援をいただいているところでありますけれども、さらにまた岩手弁護士会とも連携を深めながら、こういった問題に対応していきたいと考えております。

○五日市王委員長 ほかにございませんか。

○**佐々木努委員** きょうの朝刊のほとんど一面を飾ったのは、ヒッグス粒子がついに発見されたということでありました。これでかなりリニアコライダーの国内誘致というのは加速化すると私は期待していますが、これが発見されたことによって、我が県の誘致、これに今後どのようないい影響が出るのか、その辺県のお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

それから、今奥州市で、奥州市と県南広域振興局が隣り合わせになっているのですが、奥州市の庁舎が非常に手狭になっておりまして、奥州市江刺区の総合支所と県南広域振興局とを交換して使わせていただきたいという話が、県のほうにも来ていると思えます。これが聞くとところによりますと、具体的なところまで進んでいるということですが、今どのような状況になっているのか。県としては、どのようなスタンスでこの問題に対応していくのか。もしわかれば、過去に似たような事例があったかどうか。市町村の財産と県の財産、これを交換して使ったという事例があったかどうか、わかれば結構です。

○**保政策監兼 I L C 推進監** 私からは I L C の関係についてお答え申し上げます。

昨日欧州で発表がございましたけれども、正確にはヒッグス粒子と言われている粒子に間違いなくであろうという新たな粒子が発見されたというような中身でございます。御案内のとおり、このヒッグス粒子というのは、現在の素粒子物理学の中で最後まで、これまで予想されながら発見されていなかったということで、これが本当に発見されますと、世界的にも非常に大きな、人類史上のトピックになるのではないかと考えております。しからば I L C とどういう関係になるのかということでございますけれども、このヒッグス粒子の発見までは、今の欧州の実験施設でいろいろやってみましたが、この先、例えばヒッグス粒子が本当にこの世の中の質量というものをつかさどっているのかどうかといったような、粒子そのものの性質をこれから明らかにしていくという意味では、より高性能な実験施設が必要だと言われております。それに I L C の現在の計画というのが非常に適しているということでございますので、成果があったと、この発見が、こういった研究成果が出たということは、次の段階に行くというときに、どうしても I L C という装置が必要になるというふうに世界の学会のほうでは言われています。そういう意味では、今回の発見のニュースは、I L C を本県に誘致するというものにとって非常に大きな後押しをしていただけるものと考えております。

これまで私どもは、国等にさまざまな要望等をしてまいりましたけれども、こうしたことで、学会の中で、学術的な面で大きな進展があったということは、これは間違いなく次のステップにつながるものと考えておりますので、そういった要望をさまざましていく面でも、今回の発見のニュースを材料にして、さらに必要性を訴えてまいりたいと思っております。

○**平野調整監** 庁舎交換の件でございます。これにつきましては、奥州市からことし4月に、正式に協議しましょうという申し入れを受けまして、県南広域振興局はもちろんのこと、県庁の関係各課で検討組織を設けまして、今条件面の最後の詰めをやっと始めたこと

ろでございます。これにつきまして、方向性というのは、まだ出せる段階ではございません。あくまでも事務的な詰めを行っている状況でございます。

検討状況を申し上げます、奥州市からは、江刺区の総合庁舎には、1階部分は引き続き奥州市が入ると。あるいは庁舎はお互いに賃貸借で貸し借りしましょう、こういう話が出ておりますので、それに伴う使用関係はどうなるのか、あるいはランニングコストはどうなるのかということ、今試算しているところでございます。いずれ、まだ事務的に検討している段階だということ、それから奥州市からは、条件面でいろいろ出てきた場合でも、柔軟に対応する用意があるという話もきておりますので、奥州市と今後そういった面も含めて詰めていきたいと思っております。

○**新屋管財課総括課長** 県と市町村で、庁舎等を財産交換して利用した例があるかということでございますけれども、ないものと思います。ちょっと把握しておりません。多分ないだろうと思います。

○**佐々木努委員** ありがとうございます。これまではないだろうということでありましてけれども、市側と県側と、お互いに利益といいますか、そういうものがあって、お互いに交換して使うことが、住民に対してもより利便性が高まることになれば、私は積極的にこれからやられるべきではないかと思っております。いろいろな制約がありますし、これから調整もあるとは思いますが、奥州市側からそのようなお願いというか、要望があるということでありまして、県も積極的に取り組んでいただければと、最後は要望で終わりたいと思っております。

○**五日市王委員長** ほかにございませんか。

○**城内愛彦副委員長** 私からは復興支援のあり方ということで、この間、復興に際して、いろんな意味での支援のメニューが、農林から商工からたくさんあったのですけれども、その中で補助率、大変有利なのは8分の7とか、グループ補助金の4分の3とか、2分の1とかありました。被災者を支援するという考え方の中で、もちろん有利な部分は大変ありがたいということで皆さん感謝をしておったのですが、今4分の3を受けている方々で、自前の4分の1をなかなか調達できない方もたくさん出てきたように、今聞いてきたのですけれども、その辺の人数というのは当局で把握しているのかどうかお伺いしたいと思います。

○**伊藤産業再生課総括課長** 4分の1の負担に困っている業者ということですが、残念ながら私のほうでは現在把握してございません。4分の1の負担につきましては、高度化スキームによる融資というのがございまして、これは無利子でございます。グループ補助金を受けた方々については、この融資を受けられるという制度になってございますので、これは商工労働観光部で所管して相談に乗っているわけですが、まずはこれを活用して再開していただく、そういう考え方で支援しているところでございます。

○**城内愛彦副委員長** 被災者の方々は、高度化資金を含めて周知がなされていないようがありますので、ぜひその辺は周知をしていただきたいと思います。あわせて、この間これ

だけ多岐にわたった補助率が出てきたというのは何かあったのか。また、額が大きい方々が借りる支援をしていただく際、補助率の割合で大分苦慮されている方々もあるようなのですが、その辺の情報というのは持ち合わせていますでしょうか。

○伊藤産業再生課総括課長 補助率の違いでございますけれども、確かに9分の8とか、8分の7とか、4分の3とかございます。これにつきましては、被災の重要度、被災の大きさ等を鑑みて、国の各省庁で補助率を決めているものと思っております。そのような中で、周知がされているのかというお話がございましたが、県としましては、県の復興関係のホームページで、国の各種事業につきまして、ホームページに掲載して、内容等を周知させていただいておりますし、商工会議所、商工会、それから産業支援センター等につきましても、パンフレット等で事業者の周知をさせていただいているところでございますが、どれを使ったらいいかと悩むような方もいらっしゃるのではないかなと思っておりますので、この点はさらに周知を図っていく必要があると思っておりますし、それに努めてまいりたいと思っております。

○八重樫予算調製課総括課長 補助率の設定の考え方でございますけれども、9分の8という補助率につきましては、主に水産業等の支援につきまして、被災されて漁船をなくされた方が漁船の再建造をする場合に、もともと国の補助率が3分の2でありましたので、残り3分の1が事業者負担ということにはなるのですけれども、その事業者の負担をなるべく軽減しようということで、残り3分の1について、県と市町村と事業者で9分の1ずつ負担しようということで、事業者の負担を9分の1まで少なくしたという考え方でございます。グループ補助金の4分の3というのは、もともと国の補助が2分の1であります。しかも、これはグループというか、民間企業の設備投資に係る補助ですので、実際には2分の1補助をして、残り2分の1はその高度化資金なりを借りてもらうというのが本来のスキームですが、これも残り2分の1の負担について、県がさらに2分の1を上乗せすることによりまして、事業者の負担を4分の1まで軽減した上で、残りも高度化資金で、なるべく自己資金といいますか、手出しの資金がほとんどなくて済むようなスキームということで補助率を設定させていただいたものでございます。

○城内愛彦副委員長 これだけたくさんの補助率メニューがあるというのは、被災者の方々も情報としては持っています。どれが自分に合うのか、有意義なのかという部分で、すごい迷うというか、隣の方はこのメニューを使って、これだけの補助率をもらったけれども、おれのところにはこれしか来ないのだよというその不公平感というのを若干耳にしましたので、その制度設計の上でも、今説明をしっかりとできるようなものを理論武装できればなと感じましたので、ぜひその辺をお願いしたいと思うのですが、よろしく願います。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○久保孝喜委員 先ほど総務部長から、水難救助訓練中の事故に際して、大変痛ましい結果になったという御報告がありました。きょうの委員会冒頭にもお話があったわけで、直

接の事故原因については、もちろんこれからの話でしょうし、きょうの段階でお尋ねするのは差し控えたいのですが、こうした事故の周辺環境の問題、行政内部の問題で、総合防災室長はまだ席を外していますからわかる範囲で、幾つかお答えできるようにしていただければと思います。当然こうした防災航空隊の水難救助の訓練というのは、年間の訓練計画みたいなものがある、それに基づいて適切に運用されてきたものと思うのですが、その訓練計画などの実施に当たって、当然誰よりも安全管理に関しては慎重であるべき防災航空隊でしょうから、これまで現実に起きた訓練中の事故などの事例をもとにして、安全上の管理にかかわる手順というようなものも当然あったのだらうと思われるわけですが、現実にこういう訓練計画などで、防災航空隊以外にその計画自体の実施に当たってのチェックだとか、管理、監督の責務を負っているのは所属長だけなのかどうか、その辺の仕組みですね、まずは教えていただきたいと思います。

○小畑防災消防課長 防災ヘリコプターの運航に関してでございますけれども、まずは総括管理者ということで私、防災消防課長でございます。その下に運航責任者ということで、花巻の防災航空隊に担当課長がおります。訓練あるいは運航の計画等については、花巻のセンターの所長のほうで計画して実施しているという状況になっています。

○久保孝喜委員 そうであれば、伝えられている、救命胴衣をつけている、つけていないの問題は、消防庁からの通達もあったと言われているので、当然訓練計画の中に、そういう安全防護のための一定の手順というものは示されていたのだらうと思いますが、現時点で把握している事実関係はありますでしょうか。

○小畑防災消防課長 今回の訓練につきましては、事前に防災航空隊で訓練計画を策定しまして、どういう手順でやるか、だれが参加をするかということについては定められていたものでございます。その訓練計画上では、ライフジャケットは着用するという定めになってございます。

○久保孝喜委員 詳細にわたってお尋ねしないと申し上げたので、これ以上はお聞きしませんけれども、安全管理上の問題点というのは、常にこうした事故の際、問われるわけですし、これから慎重な検証というものを待ちたいと思います。

もう一つ、一連の報道の中で私が気になったのは、行方不明になったということが発覚して、直ちに捜索態勢に入ると。その捜索が夕方の時点で一たん打ち切られてしまうという報道がございました。私の感覚では理解できないのですが、しかも、きょうの捜索開始が、午前8時半だというような報道もあったわけですが、一般的な事故災害の場合の捜索などでは、2次災害を防止するという観点から、さまざまなこと、捜索のやり方という点ではいろいろあると思いますけれども、今回はダム湖であるということ、あるいは天候も決して悪くなかったということ、厳冬期でもないという気候条件などを含めて考えると、なぜ夕方で打ち切らなければならなかったかというのが漠然と素朴に思ったわけです。しかも、日没に捜索打ち切りという話はよくありますけれども、そうであるなら当然、日の出とともに再開をするというのが普通のことなのではないかなと思ったりしたのです。

が、その辺の状況はどうなっているのでしょうか。

○小畑防災消防課長 昨日の捜索でございますけれども、各消防本部、あるいは県警本部の御協力がありまして、集中捜索をしてございます。昨日は水温が6度ほどだったということでございまして、何回にもわたって潜るのはかえって危険だということで、昨日は午後5時46分をもって捜索を終了してございます。そういう事情もございまして、本日は午前8時に現地集合いたしまして、捜索計画を各捜索本部で検討いたしまして、捜査したものでございます。

○五日市王委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでございました。

委員の皆様には次回及び次々回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ちください。

〔執行部退室〕

それでは、次回及び次々回の委員会運営等についてお諮りいたします。

次回8月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、今回継続審査となりました撤回見込みを除く請願陳情4件及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、I G Rいわて銀河鉄道の運営状況についてといたしたいと思います。

また次々回、9月に予定されております閉会中の委員会ではありますが、今回継続審査となりました請願陳情が、次回8月の委員会においても継続とされた場合は、当該請願陳情及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、広聴広報事業についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。追って、継続審査及び調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることいたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の7月の県内・東北ブロック調査についてであります。お手元に配付しております平成24年度総務委員会調査計画(案)のとおり実施することとしておりますが、冒頭に総務部長から報告のありました事故の関係により、花巻市での調査に変更が生ずる可能性がございます。この変更の可能性も含めまして、調査の詳細について当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って、通知いたしますので御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。
お疲れさまでございました。